

## 第一百四十六回 参議院法務委員会会議録第十一号

平成十一年十一月十三日(月曜日)  
午前十時三十一分開会

委員の異動  
十一月十三日

辞任

亀井 郁夫君

補欠選任  
森下 博之君

齊藤 滋宣君

出席者は左のとおり。

委員長  
江田 五月君

理事

風間 裕君

政府参考人

法務省民事局長  
局長

細川 清君

加藤 一宇君

横山 匡輝君

澤田陽太郎君

野寺 康幸君

吉澤 勝美君

千葉 景子君

北岡 秀二君

塩崎 恭久君

竹村 泰子君

鈴木 伸一郎君

魚住 栄一郎君

平野 貞夫君

竹山 裕君

脇野 伸一郎君

阿部 正俊君

岩崎 純三君

斎藤 滋宣君

竹山 裕君

脇野 伸一郎君

森下 博之君

江田 五月君

小川 敏夫君

千葉 景子君

角田 義一君

橋本 瑞穂君

福島 岩夫君

中村 敦夫君

白井日出男君

政務次官  
法務政務次官 山本 有一君

最高裁判所長官代理者  
最高裁判所事務  
総局民事局長  
兼最高裁判所事務  
務局行政局長

常任委員会専門  
員 千葉 勝美君

事務局側  
政府参考人

法務省民事局長  
法務省人権擁護  
局長

労働省労政局長  
労働省労働基準  
局長

細川 清君

加藤 一宇君

横山 匡輝君

澤田陽太郎君

野寺 康幸君

吉澤 勝美君

千葉 景子君

北岡 秀二君

塩崎 恭久君

竹村 泰子君

鈴木 伸一郎君

平野 貞夫君

○政府参考人の出席要求に関する件

○民事再生法案(内閣提出、衆議院送付)

○電気通信回線による登記情報の提供に関する法  
律案(第一百四十五回国会内閣提出、第百四十六  
回国会衆議院送付)

○政府参考人の出席要求に関する件についてお詫  
びいたします。

○民事再生法案の審査のため、本日の委員会に労  
働省労政局長澤田陽太郎君及び労働省労働基準局  
長野寺康幸君を政府参考人として出席を求め、そ  
の説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(風間裕君) 御異議ないと認め、さよう  
りいたします。

○竹村泰子君 おはようございます。

○委員長(風間裕君) 民事再生法案を議題とし、  
質疑を行います。

○竹村泰子君 民事再生法に対する私どもの質疑をさせていた  
だきたいと思います。

○竹村泰子君 おはようございます。

○竹村泰子君 バブル経済崩壊後の企業倒産件数の推移と、倒  
産の処理に用いられた和議(会社整理)、会社更  
生、破産、特別清算などの件数がおわかりでした  
ら教えていただきたいと思います。

○竹村泰子君 ○政府参考人(細川清君) 民間調査機関の調査に  
よりますと、企業の倒産件数は平成四年から平成  
八年までの間に約一万四千件から一万五千件程度  
でございましたが、平成九年には一万六千件、平  
成十年には一万九千件になっております。

○竹村泰子君 他方、裁判所にあらわれた手続の件数でござい  
ますが、法人の倒産事件の申し立て件数につきま  
しては、破産、和議、会社整理、特別清算及び会  
社更生の各手続を合わせた概数で平成四年に二千  
七百件程度でございましたが、平成七年には三千  
件を超えて、平成九年には四千八百件に、平成十年  
には約六千三百件に達しておるところでございま  
す。

○竹村泰子君 これらは私の任意整理の実態についてはどのよう  
に認識をしておられますか。

○竹村泰子君 ○政府参考人(細川清君) 我が国では私の整理あ  
るいは任意整理と言われるものが大変多用いら  
れておるところでございます。

○竹村泰子君 先ほど申し上げました実態的な倒産件数と現実  
に裁判所にあらわれた手続を見てみると、昨年  
の段階では三分の一程度が法律上の倒産手続を利  
用しているということになつていて認識してお  
ります。この割合は、平成二、三年程度に比べま  
すと徐々にではありますがあくまで本来の法的な手続が増  
加しているというふうに認識しているところでござ  
ります。

○竹村泰子君 今お答えいただいたんですが、和  
議その他の法的処理手続がほとんど用いられず、  
七〇%から八〇%が任意整理によって、その原因  
は何か、今大体お答えになつたでしょうか。

○竹村泰子君 ○政府参考人(細川清君) 任意整理が行われる場  
合は、さまざま具体的な事案にございますが、基本  
的には当事者間で、つまり債権者の数が少なくて  
当事者間で話し合いがついていて迅速にそれを処  
理したいという場合、あるいは非常に債務者の方  
の財産が少なく法律上の手続をしてもほとんど  
の弁済がなされる見込みがないといった場合、さ  
らには債務者自体が行方不明になつていわゆる夜  
逃げになつてしまつたということで債務者が集  
まって関係者と整理する、そのような場合がある  
のではないかというふうに考えておるところでござ  
ります。

○竹村泰子君 ○竹村泰子君 倒産法制の全体の改正について  
は、五年をめどとして倒産法研究会というのがで  
きて論点整理を行い、そして平成九年十一月には  
倒産法制定に関する検討事項を公表されました。関  
係各界に意見を照会されておりますが、その主な  
内容はどのようなものかおわかりでしょうか。

○竹村泰子君 ○政府参考人(細川清君) 公表いたしました倒産  
法の検討事項は、倒産五法すべてにわたる問題  
点、さまざまに指摘されている問題をすべて拾い  
上げまして意見をお聞きいたしました。さらに  
は、その中には調停に関する部分も含んでおるわ  
けで、問題点として御意見を伺った事項は非常に  
膨大な数になつておりますが、基本的になものだけ  
でも百項目以上に上つております。

○竹村泰子君 和議法につきまして申し上げますと、やはり開  
始原因はこれでいいかどうかとか、保全処分はこ  
れでよろしいかどうかとか、特に保全処分の中で

いわゆるオートマチックステイを認めるかどうかとか、あるいは計画認可の要件はどうあるべきかとか、そういう基本的な問題がすべて網羅されているわけでございます。

○竹村泰子君 私どもも大変膨大な中身だというふうにお聞きしておりますが、特に中小企業向けの再建手続の整備でありますとかあるいは消費者破産手続の整備でありますとか国際倒産などが挙げられるのかなど詳見しておりました。

平成十四年ころに、いろんな法律が絡みますから関係法律を一括して国会に提出することをめどとされているというふうに聞いておりましたけれども、民事再生法案だけを大幅に前倒して立法化しようとする理由は、大臣、何なのでしょうか。

○国務大臣(臼井日出男君) 法務省におきましては、平成八年十月に倒産法制全体の見直しの作業を開始いたしました。そして、平成九年十二月には倒産法制全般につきまして見直しが考えられる具体的な事項を取りまとめたしたのでございます。いわゆる倒産法制に関する改正検討事項を策定いたしてこれを公表するとともに、関係各界に対する意見照会というものを行ったのでございます。その後、この意見照会に対する関係各界からの意見を踏まえまして、倒産法制全体についての統一的な見直しを図るべく作業を進めてまいりたのでございます。

しかししながら、先ほど委員御質問されましたように、近年特に企業倒産が激しく増加をいたしておりまして、そうした経済情勢にかんがみまして、特に緊急の対応を必要とする中小企業等に利用しやすい再建型の倒産処理手続の整備につきまして、他の検討課題と切り離しまして最優先の課題として検討することいたしました。それ以後、法制審議会においてこの課題について集中的に討議を進めまして、本年八月二十六日の答申に基づきまして民事再生法の提出に至った次第でござります。

○竹村泰子君 平成十年九月に当時の中村法務大臣が、中小企業向けの再建手続の整備について日程を繰り上げて平成十一年中に立法をするように指示をなさった。したがって、ほかの手続との整合性確保や実体法の整備は後回しにされた、民

事再生法案だけをとにかく急いで出されたというふうに聞いているんですが、現行制度は四法律、つまり和議法、商法、会社更生法、破産法による五制度、つまり和議、会社整理、会社更生、破産、特別清算というふうな五制度であると思いますけれども、各制度の制定時期が異なり、そして立法思想や時代背景を異にしているために、手続相互の関連性が考慮されていない、適用対象に応じたきめ細かな手続が用意されていないということが指摘されています。

このため、現行制度では煩雑で使いにくいものになってしまいます。そこを改めようと今回の改正で和議法を全面改正して民事再生法を制定しようとされたというふうに思っているわけですが、急ぐ余りに倒産法制全体の整合性を欠くことにならないよう注意すべきだと思いますが、この点どのように考えておられますか。

○国務大臣(臼井日出男君) いわゆる倒産五法、破産法、和議法、会社更生法、会社整理、特別清算でございますが、これらは大正十一年から昭和二十七年までの間に制定されたものでございますけれども、これらは制定の時期が今委員御指摘のとおり異なるだけではなく、立法思想や時代的背景を異にするために複雑な法体系を形成しております。たとおり、倒産法制全体について整合性のある統一的な見直しが必要であることは法務省としても十分認識をいたしているところでございます。

そこで、今回、民事再生法案を提案する際にも、倒産法制全体との整合性を欠くことにならないようになります。もつとも、各種債権の優先順位の検討、国際倒産に関する規定の整備、大規模倒産にかかる規定の整備などにつきましては、今後の倒

産法制の見直しの中で引き続き検討すべき課題として残されております。

そこで、これらの点につきましての検討の結果を踏ままして、再生手続についても見直しを行うことはあり得るものと考えております。

○竹村泰子君 現行の和議の問題点について、どんな欠点があつたと思われるでしょうか。あるいは会社整理の問題点について、会社更生の問題点について一つずつお聞きしたいと思いますけれども、まず和議の問題点について、どんな欠点があつたと思われるでしょうか。

○国務大臣(臼井日出男君) 現行の和議法が定められた和議手続につきましては、次のような問題点があると指摘されております。

第一に、和議開始の原因が破産原因と同様とされておりますために、開始の手続の時期がおかれておりますために、事業の再建が困難になる場合があるということが指摘されています。

第二に、債務弁済禁止の仮処分を得て、みずからは手形不渡りを免れつつ、下請業者を初めとする連鎖倒産を招きながらみずからが危機を免れる、申し立てを取り下げるということなど、保全処分を乱用する事例が見られることがあります。

第三に、債務弁済禁止の仮処分を得て、みずからは手形不渡りを免れつつ、下請業者を初めとする連鎖倒産を招きながらみずからが危機を免れる、申し立てを取り下げるということなど、保全処分を乱用する事例が見られることがあります。

第四に、担保権者は手続と無関係に担保権を実行することができるために、事業の継続に不可欠な財産が散逸をしてしまうということによりまして、したがって、委員御指摘をいたしましたとおり異なるだけではなく、立法思想や時代的背景を異にするために複雑な法体系を形成しております。たとおり、倒産法制全体について整合性のある統一的な見直しが必要であることは法務省としても十分認識をいたしているところでございます。

第五に、破産管財人、更生管財人のような管理機関を選任する制度がないために、従前の経営者の事業経営や財産の管理、処分が失当である事業につきましては適切に対処することが困難であるということがあります。

第六に、和議の成立により手続が完了いたしまして、その履行を監督する機関が存在いたしておらないために、債務者が和議条件の履行を怠ることもなくないわけございまして、履行確保のための実効性のある制度が設けられておらないことでございます。

○竹村泰子君 それでは、会社整理の問題点について、いかがでしょうか。

○国務大臣(臼井日出男君) 会社整理につきましては、第一に、債務者の多数決原理が導入されておりませんために、よく一部の債務者の反対によりまして再建が困難になってしまることが挙げられています。また、法律の規定が非常に少くございまして手続構造がわかりにくくはあるといふことなど、問題点が指摘をされております。

○竹村泰子君 続いて、会社更生の欠点はいかがでしょうか。

○国務大臣(臼井日出男君) 会社更生手続につきましては、手続の細目的な事項についての見直しの必要性が指摘をされているわけでございますが、基本的に現代の経済社会の中で合理的に機能しているものと私どもは認識をいたしております。

○竹村泰子君 ありがとうございました。

今度の法案の第一条には、「経済的に窮境にある債務者について、」債務者の事業又は経済生活の再生を図ることを目的とする」としております。して、対象となるのは株式会社のみならず医療法人、学校法人等すべての法人事業者、非事業者を含む自然人というふうに聞いております。

しかし、特に中小企業が利用しやすいと言われているのはどのようなことによるのでしょうか、特色があるのでしょうか、説明をいただきたいと思います。

○国務大臣(臼井日出男君) この再生手続は、すべての法人、個人が利用できる手続であることは言うまでもございませんが、特に中小企業が利用しやすい手続とするべく次のようないくついて手続構造を簡素化するものといたしております。



考をられているのでしょうか。

○政府参考人 細川清君) 先ほど申し上げましたとおりに、共益債権というものは再生債権者全体の利益に資する共益的費用の性格を有します。そういうことから隨時弁済を認められているものでございます。このような再生手続における共益債権の性格がみますと、破産手続移行時期において保護を図ることのみを目的として貸金債権を共益債権とすることは相当ではないというふうに考えております。

先ほど申し上げました会社更生法の規定は一部開始前の労働債権を共益債権としておりますが、これはこのような手当でをしませんと、更生手続開始前の労働債権が優先的更生債権という扱いとなって手続開始後の弁済を禁止され、計画が成立しなければ支払われないという問題があるからでござります。

○竹村泰子君 いろいろお聞きしてまいりましたが、大臣、労働者の賃金債権についても共益債権と同レベルの一般優先債権として、再生手続例外の債権として権利行使できるものと目二十二条でしているわけですけれども、会社更生法と比較して賃金全体を優先債権に含み手続内債権とする部分がない点は優位にありますけれども、共益債権など異なり破産移行の場合に優先的な財団債権などないという問題があるわけであります。つまり、未払いの労働債権については再生手続

において優先的に支払われますけれども、破産に移行すると破産手続によらなければ支払いを受けられず労働者権が保証されないことになるのです。

るなどして、労働者の人権を擁護する観点から労  
ないか。未払いの労働債権を例えれば財団債権とす

債権の保証を図るべきであると考えますが、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(白井日出男君) 破産手続における財團債権について隨時弁済が認められます理由は、債権者全体の利益に資する共益的目的費用としての性格を有するということに由来するものでございまして、これに対して再生手続における一般優先債権といふものは、手続の構造を簡易なものにするため、一般の優先権のある債権を手続の対象に含めないものにするという政策的理由に由来するものでござります。

したかいもして、徴用権のとおり、再生手続か不成功に終わりまして破産手続が開始された場合にはおきましては、再生手続においては隨時弁済の対象となつて了一般優先債権も優先破産債権としての処遇を受けるにとどまるのでござります。このようない差異というものは、破産手続における一般の優先権のある債権の取り扱い自体に起因するものでございまして、この点につきましては、先ほどもずっと申し上げましたけれども、法務省において今後倒産法制の全面的な見直しの作業において引き続き検討していくものと考えております。

○竹村泰子君 今の点は十分な御検討をお願いしたいというふうに思います。

第一百四十八条から第百五十三条に担保権の消滅制度が規定されています。この制度はこの法律をモデルとしたアメリカ連邦倒産法チャプターワンにはない制度であります。債務者はこの制度によって、再建のため必要不可欠な財産については、財産の客観的な価額に相当する弁済をすることにより担保権を消滅させ当該財産を保持するのとを可能とするもので、再生のための有力な手段となります。

この制度を採用した背景、他の倒産制度との整合性、金融機関等の担保権者に及ぼす貸し済り等の影響について御説明願います。

て、従来の法制にはないものでございます。また、委員御指摘のアメリカの連邦破産法の中のり

オーガニゼーションのところのチャプターイレブノにも規定がないものでございます。これを採用した背景でございますが、再生手続は中小企業等に利用しやすい手続とするため、手続構造をできるだけ簡素化し、特別の先取特権、質権、抵当権及び商事留置権を有する別除権者は再生手続の制約を受けないで自由に担保権を行使することができるものとしております。

しかし、これらの担保権の実行について何ら手続

さておしゃれなものとすれば、甲と乙の業者の事業の継続に欠くことのできない財産について担保権が実行されることにより事業の継続が事实上不可能となる場合が生じる可能性があります。そこで、利害関係人の間の公平を図りつつ、再生債務者の事業継続に欠くことのできない財産を確保するため、担保権者に対する目的財産の価額に相当する満足を与えることにより当該財産の上に存すべき担保権を消滅させる制度を創設したものでございまして、これは現実に倒産の実務を担当しておられる方々から大変強い要望があつたものでござい

また、会社更生は、実はこの再生手続では別除権者として扱われている担保権者も更生担保権者として手続内に取り込まれておりますので、更生手続

社更生法上は今度の担保権消滅のような制度は要らないということになるわけでござります。

最後に、金融機関等の担保権者に及ぼす影響についてお尋ねでございますが、結局、担保権の消滅制度では、再生債務者の事業の継続に不可欠な財産であることを裁判所が認定した上で担保権消滅の許可を与え、さらに再生債務者等が当該財産の価額に相当する金銭を現実に裁判所に納付して、そして初めて担保権が消滅するわけでござります。その上で、さら裁判所から担保権者に担保権が実行された場合と同様な配当がなされるということになります。ですから、担保権者は担保

権を実行した場合に比べてこの担保権の消滅制度が行われた場合について不利益になるということはございませんので、現実の問題としては貸し渋り等のような悪影響が生じることはないものと私はどうもは考えているところでございます。

○竹村泰子君 我が国の倒産手続の中では、労働債権が租税債権に劣っているために資金債権確保に重大な支障を生じていると私は思います。労働債権を租税債権より上位に位置づけられるように、今後の制度の見直し、このことについて大臣はどうのようにお思いでいらっしゃるか。

○國務大臣(日井日出男君) 今、委員御指摘の、企業が倒産いたしました場合には、労働債権のほか一般の取引債権、担保つき債権、租税債権、公課債権等のさまざまな債権の間の優先関係が問題となるわけでござりますけれども、このような各種債権の優先関係といふものは国税徴収法、地方税法、国民健康保険法、民法、商法等の実体法により定められているのでござります。そして、各倒産手続におきましては、各種の債権について実体法上の優先関係を前提としつつ、その範囲内に過ぎまして、各手続の目的や性格に応じましてそ

の手続の取り扱いについてこれを規定いたしてるのでござります。

調整という実体法上のあり方にもかかわる極めて大きな問題であると認識をいたしております。今後ともさらに十分な検討をいたしてまいりたいと思います。

○竹村泰子君 非常に大事な点でありますので、大臣から今後の見直しを含めた検討という御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

もう一つお聞きしておきますが、国税徴収法が労働債権より租税債権を優先しているのはどのような理由だとお思いでしょうか。倒産時ですら租税債権が最優先で取り立てられ、数十年勤務した労働者の未払い退職金が支払えないという事例が続出しております。これをどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(日井田出男君) 我が国におきましては、租税債権は原則として納税者の総財産について他の債権に先立って徴収するということになりますが、そのようにお考えになつております。

○国務大臣(日井田出男君) 我が国におきましては、租税債権は原則として納税者の総財産について他の債権に先立って徴収するということになりますが、そのようにお考えになつております。

○竹村泰子君 労働省においては、先取特権の登記のない労働債権に優先することとされているのでございます。

租税債権について優先性が認められている理由といふものは、一般的に国家存立の財政的裏づけでございまして、国家の活動の基盤をなすもので

あることから確実に徴収をしなければならないと

いうことが理由の一つでございます。さうして、私

の意見では、労働債権を確保するためには、確実な徴収を確保することは困難である、これらのこと

である、こういうふうに言われております。

○竹村泰子君 我が国においても労働債権を租税債権より優位とする必要があると考えますが、そ

の点はいかがでしょうか。どのような日程と内容で進めるべきとお考えでしょうか、大臣。

○国務大臣(日井田出男君) 先ほどちょっと御質

問があつたわけでござりますが、重複することはない順位を有する、こういうふうに規定されてお

お許しをいただきたいと思つてございますけれども、企業が倒産をした場合には、労働債権の部分でござりますが、我が国におきましては、賃金の支払

ほか、先ほど申し上げました取引債権とか担保つき債権とか租税債権、公課債権等々のさまざまなものとの優先関係、いろいろな先ほど申し上げまし

た法律が絡んできておりまして、実体法によって定められているということでございます。したが

いまして、各倒産の処理手続においては実体法上の優先関係というものを前提にしつつ、その範囲内において各手続の目的や性格に応じましてその手続上の取り扱いを規定いたしていけるわけでござ

ります。

したがいまして、この労働債権と租税債権の優先関係の問題というのは今後大変大きな問題でござりますので、倒産法制のあり方のみにとどまらず、各種の債権者との利益の調整という実体法上

のあり方にもかかわるものでございますので、十分な検討をいたしてまいりたい、このように考へております。

○竹村泰子君 労働省においては、先ほどからお聞きして

いるように、そういった点が改正されて矛盾が生じないときには批准をしますね。

○政府参考人(野寺康幸君) 日本はILOに加盟しておられますので、ILOの条約は可能な限り批准を批准しないのでしょうか。

○竹村泰子君 そのように考へております。

○政府参考人(野寺康幸君) 先生お触れになります。

ILOの百七十三号条約の関連でござります

が、この条約は、主要な部分は第二部と第三部に分かれております。第一部の方で労働債権の優

先、それから第三部の方で未払い賃金の支払い保証と二つの内容が規定されております。

まず、前半の労働債権に関する部分でございま

すけれども、先生お質問の中でいろいろお触れになつましたように、現在の我が国におきまして

は、国税等の公租公課の方が労働債権より優先するというふうにされています。

○竹村泰子君 我が国においても労働債権を租

税債権よりも優位とする必要があると考えます

が、次に、裁判所の許可という要件を加重した理

由はななか、どの程度拘束されるのでしょうか。

○政府参考人(細川清君) 四十二条による営業譲渡の許可是、これは営業譲渡を裁判所の許可にかからしめたもので、これを制約したものでござ

ります。

四十三条では「営業の全部又は重要な一部」と規定しており、四十二条では「営業又は事業の全部又は重要な一部」と書いてございますのは、四

十二条は株式会社にとどまらずすべての企業、すなわち有限会社あるいは例えば医療法人とかすべ

ての企業に適用あるものですから営業という言葉をこの場合使えないわけでございます。営利を目

的とする場合、事業のことを法律では営業と言つております。

そこで、未払い賃金の支払いの保証の部分でござりますので、この点がまず矛盾でございます。

第二に、未払い賃金の支払いの保証の部分でござりますが、我が国におきましては、賃金の支払

れども、企業が倒産をした場合には、労働債権の

ほか、先ほど申し上げました取引債権とか担保つき債権とか租税債権、公課債権等々のさまざまなものとの優先関係、いろいろな先ほど申し上げまし

た法律が絡んできておりまして、実体法によって定められているということでございます。したが

いまして、各倒産の処理手続においては実体法上の優先関係というものを前提にしつつ、その範囲内において各手続の目的や性格に応じましてその手続上の取り扱いを規定いたしていけるわけでござ

ります。

したがいまして、この労働債権と租税債権の優

先関係の問題というのは今後大変大きな問題でござりますので、倒産法制のあり方のみにとどまらず、各種の債権者との利益の調整という実体法上

のあり方にもかかわるものでございますので、十分な検討をいたしてまいりたい、このように考へております。

○竹村泰子君 労働省においては、先ほどからお聞きして

いるように、そういった点が改正されて矛盾が生じないときには批准をしますね。

○政府参考人(野寺康幸君) 日本はILOに加盟しておられますので、ILOの条約は可能な限り批准を批准されれば、当然ILOの条約の批准に向

けて努力するということになつております。国内法が整備されれば、当然ILOの条約の批准に向

けて努力するということになるわけでございます。

○竹村泰子君 私どもの同僚の小川さんがあと質

問をいたしますので、時間がなくなつてきましたが、最後にそれでは一つだけ。

第四十三条、債務超過の株式会社については、

株主総会の特別決議にかかる裁判所の許可により

営業の譲渡をすることができるとして、営業譲渡を促進しております。

これに対して四十一条は、「再生手続開始後に

おいて、再生債務者等が再生債務者の営業又は事

業の全部又は重要な一部の譲渡をするには、裁判

所の許可を得なければならない。」として、株主

が必要だとしたものでございまして、これが不適切に行われますとその再生債務者の利益を害する

ことになりますし、ひいては雇用の安定も害する

ことがあります。

それから、四十二条と四十三条の関係ですが、

四十二条はすべての営業譲渡に必ず裁判所の許可

が必要だとしたものでございまして、これが不適

切に行われますとその再生債務者の利益を害する

ことになりますし、ひいては雇用の安定も害する

ことがあります。

四十三条はどうして置かれているかと申します

と、債務超過になつている場合には株主権の実質

は失われているわけでございますが、他方、倒産

的な状態になつた場合には株主が経営に對して関

心を失つて、株主総会を開いても特別決議に必要

な定数を満たすことができないという場合があり

ますので、そういう場合に備えて四十三条で代替

措置法の二十二条だったと思いますが、そこに

もあるわけでございます。

以上でございます。

○竹村泰子君 裁判所は、再生債権者及び労働組合の意見にどの程度拘束されるのかというところで、労働組合の意見に反しても譲渡の許可を与えるのでしょうか、どうでしょうか。

○政府参考人(細川清君) 裁判所は、第四十二条に規定する営業譲渡の許可をする場合には、知っている再生債権者、労働組合等の意見を聞かなければならぬといふに規定されているわけでございます。そして、裁判所は許可・不許可の判断をするに当たって、これらの意見を十分に尊重することになりますが、法律上はこれらの意見に拘束されるということになつております。

そこで、厳密な法律論として申し上げれば、労働組合等が反対の意見を表明しているときでも、裁判所が、営業譲渡が再生のために資するなどと、いうふうに判断すれば許可が可能であります。もつとも、裁判所は、四十二条の規定する

営業譲渡を許可する場合には、営業譲渡がこの法律の目的、すなわち再生債務者の事業の再生に資するものであるかどうかを判断しなければならないわけでございます。

したがつて、労働組合等が何らかの理由に基づいて営業譲渡について反対の意見を表明している状況におきましては、裁判所は当該営業譲渡が事

業の再生に必要であるかどうかについて極めて慎重に判断するといふに考へられますので、労働組合が絶対反対と言つている場合には、それを裁判所が許可するということは私どもの考へでは容易に想定できないということは余り得ないといふふうに考へてよろしいんですか。

○竹村泰子君 容易に想定できないということですで、労働組合が強く反対している場合に裁判所がどうしても譲渡の許可を与えるということは余り得ないといふふうに考へてよろしいんですか。

衆議院において、裁判所が許可を与えるに当たつて、「この場合において、裁判所は、当該再

生債務者の事業の再生のために必要であると認められる場合に限り、許可をすることができる。」との

修正が加えられました。裁判所が許可を与えるに当たつては、当該営業または事業の全部または重要な一部の譲渡が再生債務者の事業の再生に資する場合のみ行われることを明確にしたわけであ

ります。この事業の再生に資する場合と、四十三条の「事業の継続のために必要である場合」とはどのように違うのでしょうか。

○政府参考人(細川清君) 四十三条の「事業の継続のために必要である」という意味は、営業譲渡がなされないで従前の企業のもとにおいてその営業を続けていよいとしてもできない場合、つまり営業譲渡が事業の継続に必須不可欠の場合のこと

を言つてゐるわけでございます。四十二条はそうではなくて、全体の事業の再生に資する、役立つ

が、あとは小川議員にお願いをします。

○小川敏夫君 民主党の小川敏夫です。

この民事再生法の立法の趣旨とかそういう非常事項についてもこの手続によらなければ変更等ができないものとなつてゐるのでございます。

これまで会社を立て直す形の倒産法といいますと

会社更生法と和議法があつて、今回、和議法が実

情に照らして機能していいということで民事再生法の制定に至つたといふ御趣旨ですが、もう一

つ会社更生法がございまして、再生というのも更

生というのも実質的には言葉の意味するところは

余り変わらないと思うのです。この民事再生法、

個人の場合でなくして会社の場合と会社更生法、こ

れを考へますと、これまで会社更生法にして

いたわけですが、そうしたことを考えると、大

や株主の権利を制約せず、企業の組織法的な事項にも変更を加えないものとするということでござります。

これに対しまして会社更生手続は、より規模が大きく複雑な案件にも対応できるようにするために、次のような特色を有するものとなつております。

第一に、担保権や優先権がある債権及び株主の権利すべてを手続に取り込みまして、組織法的な事項についてもこの手続によらなければ変更等ができないものとなつてゐるのでございます。

第二に、手続が開始された場合には必ず管財人が選任されまして、管財人が事業の運営を行ながら手続きを進めることになつてゐるのでございます。

第三に、手続が開始されると同時に、手続を進めることになつてゐるのでございます。

このように、会社更生手続には再生手続と異なる独自の存在意義があるわけでございます。

第一に、手続が開始されると同時に、手続を進めることになつてゐるのでございます。

このように、会社更生手続には再生手続と異なります。

○小川敏夫君 そうした民事再生法と会社更生法の違いのお話を聞きまして、私が感じとして受け取るところは、民事再生法の方は、会社組織をいじらない、株主の権利も基本的にはいじらない

ということと会社経営者にとって非常に都合がいい。

会社更生法ではと實際上自分の経営権とい

うものは取り上げられてしまうわけですから、会社

経営者から見て、自分の立場が温存されてなおか

つ会社が再生できるということで非常に都合がいい

といふこと。

これを考へますと、これまで会社更生法にして

いたわけですが、そうしたことを考えると、大

く申し立てをするのは実際上その会社すなわち

○国務大臣(臼井日出男君) 再生手続と会社更生手続とは、管財人が必要的に選任されるかどうかという点が異なりますほか、手続において変更の対象となる権利の範囲が異なっているのでござります。

すなわち、再生手続は、中小企業等に利用しやすい手続とするべく手続構造を簡素化しているために、原則として担保権や優先権のある債権や株主の権利を制約せず、企業の組織法的な事項にも変更を加えないものといたしてゐるのでござります。

これに対しまして会社更生手続は、担保権や優先権のある債権及び株主の権利のすべてを取り扱つて、組織法的な事項についてもこの手続によらなければ変更はできないということにいたしております。

このように、会社更生手続には再生手続と異なる独自の存在意義があるわけでございまして、しきみまして、担保権や優先権のある債権をも権利変更を行なければ企業の再建を達成できないような事案でございますとか、企業の組織法的な事項をも再構築する必要がある事案等につきましては、今後とも会社更生手続が利用されるものと想されます。

このように、会社更生手続には再生手続と異なります。

○小川敏夫君 この民事再生法の問題ですが、仮に再生法が適用されれば、再生計画ということで

基本的には債権の回収が棚上げになつたりあるいはカットされたりということで、債権者に負担のしわ寄せが行くというふうに思つてゐます。そもそも会社の経営を傾かせてしまつた経営者に経営責任について、何もやらせない、あるいは何もやらせないというわけでなくとも必ずしもやらせるわけではないという一方で債権者にそうした負担を強いるというのは少し経営者に甘過ぎるのじやないか。そこら辺、この民事再生法における経営者責任のとらせ方についてはどのようにお考へで

しゃうか。

○国務大臣(臼井日出男君) 再生手続におきましては、会社更生手続とは異なりまして、管財人が必ず選任されるということにはなっておらないのです。ですが、再生債務者の財産の管理または処分が失当であるといつとき等につきましては、

裁半角が管財人による管理を命ずる処分をすることができるということになつております。

えられるのです。

これに加えまして、経営者等の役員の忠実義務違反による損害賠償責任を簡易迅速に追及するための決定手続による査定の制度を設け、またその

前提としたしまして、役員の財産の散逸を防ぐための保全処分の制度を設けているのでござります。さらに、経営者の既往財産の隠匿行為などに對しましては、十年以下の懲役または二百万円以下の罰金という刑罰を定めております。

このように、再生手続におきましては、倒産前に後ろに違法行為を犯した経営者の民事、刑事上の責任を厳格に追及いたしますということにいたしております。  
○小川敏夫君 どうも私の率直な感想では、余り経営者責任のとらせ方が十分じゃないような感じを持っております。

話はちよつと別の方向に行くんですね。が、昨年の金融国会でも、金融ペニックが起きそうになつて、その点について民主党その他の政党が一致して金融再生法というものを成立させた後、さらに資本注入ということで金融健全化法案というものが出てまいりました。基本的に民主党も金融機関に資本注入することについては賛成だったんですねが、法案には反対しました。

その反対した理由は、銀行の経営を傾かせたそ

の経営者についての経営責任のとらせ方が十分でない、それから、経営の今後のリストラ策、そして合理化策について、こうしたものがきちんと担保されなければ資本注入すべきではないんだという立場で民主党は反対したんですが、しかし、

与党の方々の賛成で法案は成立しました。  
私、そういうのを考えますと、どうもそういう  
モラルハザードといいますか経営責任というも  
の、あるいは会社の経営者に限らずすべて物事の  
責任のとらせ方というものが随分不十分になって  
いるんじゃないかということをつくづく感じてし  
ようがないのでござります。

財政が破綻しておるわけですから、こういう国家財政の破綻を招いたこれまで政権を担つていて方も何の責任もとらないということで、責任というものに関して非常にあいまいになつてゐるんじゃないか、この社会全体が。これはやはりある

べき姿、将来の日本ということを考えた場合に間違った方向ではないかというふうに感じておるわけです。この点までについては別に答弁は要りませんけれども。

経営者責任でも、これは忠実義務違反という、別にこの再生法がなくたって商法なりそうしたことで責任を追及できる場合は追及できるのは当然でございます。こうした法的な違反ではなくて、会社の経営をそこまで破綻あるいは破綻に近いような状態におとしめたということがそもそも経営者としての責任があると思うんです。

忠実義務違反とかそういうことを言わないで  
も、経営者責任というのは明らかにあると思うんで  
すが、場合によっては、すなわち余りにもひど  
い経営、放漫經營とかそういうた場合にだけ経営  
者交代とかその他の責任のとらせ方があるけれど  
も、それ以外に経営責任をとらせないというのは  
どうも経営者に甘過ぎるんではないかというふう  
に思つておるわけです。  
そののところ、  
経営者に甘ければ、先ほども言

いましたよう、経営者に大変厳しい会社更生法ということを逆に皆さん使わないでとこの民事再生法ばかりに来てしまうんじゃないかというふうに考えてやまないわけです。  
それから裁判所の判断で例えば管財人を選任

するとかいう方法があると言いますけれども、特に中小企業ですと、例えば企業のこれから経営の再生のためにやはり人間関係がある従前の経営者がどうしても必要だとか、そうした論理によつて結局は経営者が経営責任をとらないまま居残つてしまふんではないかというような不安を私は持つておるんですが、どうでしょう、もう一度この民事再生法における経営者の経営者責任について、大臣あるいは民事局長さんでも結構です

けれども、詳細に御答弁いただければと思いま  
す。

のとはしておりません。その理由を申し上げますと、一つは、ただいま御指摘もございましたように、中小企業等は経営者の個人的ないろんな能力とかノウハウ等によってその事業が行われてているという場合があります

第二点といたしましては、やはりこれは、経営者が継続を続けるとしたしましても、再生をするためには債権者の法定の過半数の、法定の多数の同意がないと再生計画が認可されないわけでござつことが第一点でございます。

いりますから、そういう点で当然債権者の判断が入ってくるということです。

それから、中小企業の場合にはこの費用の予納の負担というのも相当多くあります。会社更生法ではその管財人等が必須の機関とされているためにいろんな、少なくとも一千万ぐらい予納しなければならない、大きい企業ではもとと、二千万とか予納しなきゃならないということで、そういうことができないために会社更生手続も利用で

きないという方があるものですから、中小企業に利用しやすい手続にするためにはやっぱり管財人の機関を必須にするのは適当ではないという判断もあるわけでござります。

ないようにしておられるわけでござります。  
それから、再生法では経営者は必ずしも交代されることになっておりませんが、これは管財人を必須なものにしていないというだけでありましく、従前の経営者がこのまま経営を続けたんでは再生がうまくいかないという場合には、本来の商法の手続によって経営者をかえることはもう十分

法の手続によって経営者をかえることはもう十分考えられるわけです。それを必要的にしていなければ、先ほど来申し上げたように、費用の負担とかいろいろな営業の継続に資さない場合があるから、そういうことだと思います。

最後に外国の点を申し上げますと、アメリカの会社更生手続は、従前は連邦破産法の十一章にあつたわけでございますが、これが全面的に改正されて現在のチャプターワイレブンになつてゐるわざでございます。その一番改正の大きな眼目は、

その趣旨は、やはり管財人が必ず選任されて必须とされ、従来管財人が必須とされていたものが必須としなくなつて、今度の再生手続と同じようにしたわけござります。

ふうに言われているわけございまして、そういうことも考えまして、今回の改正ではアメリカの法律にも倣いまして、従来の和議法の考えも取り入れまして、法律的に必ず賃財人が置かれるということにいたさなかつたところでございます。  
國務大臣(臼井口出男君) 今お話をございましたとおり、その經營者が破綻状態に至るという理由はさまざまなもののがございまして、特に現下極めて破綻がふえているという現況は、経済のこの

状態の中でもって取引先の破綻でござりますとか、親会社の破綻でござりますとか、本人の努力いかんにかかわらずそうした環境になるという方々が非常に多いと思っております。

委員御指摘のとおり、このモラルハザードについてはしっかりと防止していかなければならない

と思っているわけでございまして、今後、御指摘も受けまして特に努力をいたして、放漫經營あるいはこうした民事再生手続を使って自分の罪をうまく、会社をやつていこうとするような者についてはしっかりとチェックをしていくということをいたしてまいりたいと思っております。

○小川敏夫君 経営者責任とは別に、今度は企業の経営が行き詰まっているわけですから、この株主なんですがれども、債務超過であれば実質無価値、債務超過でなくとも無価値に限りなく近い状態にあると思います。そうしますと、債権者に負担を強いて会社を再生する以上、やはり株主についても当然それだけの負担を分け合わなくてはいけないといいますか、要するに価値が減じてしまつた株式に相当するだけのやはり措置を講じなければならぬと思います。

ただ、どうもこの法案だと債務超過の場合だけ減資というものがありまして、債務超過でない場合、限りなく無価値に近いけれどもしかし債務超過でないという場合には、特に減資ということで株主の責任ということが明確に定められていないんです。しかし債務がカットされば当然会社の資産内容がよくなつて株式の価値が増加すると思ひます。そうすると、どうもその場合、株主は何かぬれ手にアワのような気もするんですが、その株主の責任についてはいかがでございましょうか。

○國務大臣(白井日出男君) 再生手続は、中小企

業等に利用しやすい手続とするべく手続構造を簡素化するために、担保権や優先権のある権利のほか株主の権利についても特に制約をせず、企業の組織法的な事項にも変更を加えないということを原則としているということを申し上げました。

しかしながら、再建のための経済的支援を得るために、適切な資本の減資をするとともに新たに出資者に新株を発行することによりまして、株主の責任を追及しつつ、新資本を導入する必要がある場合も考えられます。

そこで、再生手続におきましては、株式会社で

ある再生債務者がその財産をもって債務を完済することができない場合、すなはち債務超過である場合には、裁判所の許可を得ることによりまして、株主総会の特別決議を経ることなく資本の減少に関する事項を定めた再生計画案を提出することができるものといたしております。このように形で資本の減少が行われる場合には株主責任が追及されることになります。

再生債務者が債務超過の状態にない場合には、株主の権利は実質的価値を有するものであることになりますので、憲法上の財産権の保障の観点から株主総会の特別決議を不要とすることは困難であると考えております。したがいまして、このよ

うな場合には、商法で定める通常の手続に従います。再生債務の場合はわかつたんですねが、これが減資の場合は、やはり少しでも株主の権利が実質的にカットされるということになれば、債務が減るだけですから当然資産内容はよくなる。ですから、一円、二円の価値の株が四、五十円に戻るかもしれませんし、少なくとも債務がカットされたことによって会社資産がよくなるわけですから、当然一円、二円の価値の株がもつともっと高い評

価になると思うんです。

そのところの措置が、債務超過の場合にだけ減資等の措置があるんだけれども、債務超過になつてない場合は通常の一般手続によるといっ

ても、それじゃ要するに株主に任せるとみたいなど

うな感じがあって、どうも債権者からすると、何

かよくわからぬいううちに会社やあるいは大口の債権者等が決めてしまって、蚊帳の外に置かれてしまふというようなことを述べる方も多くあります。

この民事再生法において、手続の透明性とかあ

るいは債権者その他利害関係者に対する実情の把握ができるような情報公開といいますか、こういった点についてはいかがでございましょうか。

○國務大臣(白井日出男君) 御指摘をいただきま

して、株主責任のとり方が欠けているなど。むしろ再

生計画の中で裁判所が減資というものを一つの条

件とすること、これはよろしいわけですね、民事

局長。

○政府参考人(細川清君) 減資をするかどうかは

基本的に再生債務者等が御決定になるわけで、

株式会社の場合は経営者が判断した上で株主総会

の決議で行うということになるわけでございま

す。ですから、裁判所がどのように決断するかと

いうのは要するに事実上の問題でございまして、

裁判所が、そういうことをしないと債権者の大

方の同意を得られないぞという御判断ならばそい

うことを進めるという場合もあるうかと思つてお

ります。

それからもう一つは、債務超過に近い場合な

に裁判所の許可でできないのはおかしいではない

かという御指摘なんですが、実は昨年の臨時国会

の金融機能再生法の問題で大変議論された問題で

ございまして、その議論の結果、現在の金融機能

再生法の二十二条であったと思いますが、ここで

はこれと全く同じ条文になつてているわけなん

です。その理由は、やはり少しでも株主の権利が実

質的価値を持つていてる場合には、議決権まで飛ば

しまつというのはや財産権の保障から見て

行き過ぎではないかという議論でそうなつており

まして、先例がありますことを考え方としてこのよ

うになつてているわけでござります。

○小川敏夫君 どうも債務超過でない場合に株主

が得してしまつのではないかというふうに私は

思つておりますので、そういう意見も述べさせて

いただきます。

○小川敏夫君 終わります。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございま

す。

先行委員の質問でかなり論点が出てきたなと

思っておりますが、若干重複もあるかと思ひます

が、質問をさせていただきたいと思います。

ここ二十年くらい各國で倒産法制がかなり新

た形で改正されて整理されてきたというような世

界の動きがあるようでござります。また、そんな

中で日本においても、先ほど御説明がありました

けれども、数年前から倒産五法の問題点を整理し

ながらやってきたということでございますが、こ

の民事再生法を先行させて、和議法にかえてやつ

ていくというその理由をもう一度教えていただけ

ますか。

○國務大臣(白井日出男君) 法務省におきまし

て、平成八十月に倒産法制の見直し作業を開始

いたしまして、平成九年十一月には倒産法制全般審議会に開催され、その見直しによる具体的な事項を取りまとめました。これを受けた上で、改めて倒産法の改正検討会を開催し、意見照会を行ったところ、多くの意見が寄せられました。その後、この意見照会に対する関係各界からの御意見等も踏まえまして、倒産法制全体についての統一的な見直しを図るべく、作業を進めてまいりましたのでござります。

しかしながら、昨年九月に、経済情勢にかんがみまして、特に緊急の対応を必要とする中小企業等に利用しやすい再建型の倒産処理手続の整備につきまして、他の検討課題と切り離しまして最優先の課題として検討することとしたしまして、それ以来、法務省は、この課題について集中的に検討を進めまして、本年八月二十六日の答申に基づいて民事再生法案の提出に至ったものでございます。

なお、個人債務者の破産事件も年々増加をいたしております。その傾向がござりますので、日急に法的制度の整備を図る必要があるということは十分に認識をいたしております。

法務省といたしましても、できる限り早期の法制化を目指しまして、現在、法制審議会倒産法部会におきまして鋭意検討を進めているところでござります。

か。外国の例でありますと、多分一本化して、仮管財人みたいなものを置いて、再建型あるいは倒産型というふうにそこで見きわめていくとか、手続に入ってから見きわめていくというようなやり方もあるうかと思うんです。

ざいまして、その中でまた再生法に関係することも出てくるかもしれません。ですから、私どもいたしましては、残りの部分についてもできるだけ早く作業を進めたいというふうに考えているところでございます。

○鯛住裕一郎君 そうすると、まずこの法律で本先行させていく、また今後残ったものもやつていくというふうになりますと、当然相互に関連がありますし、整合性をきちっとするということとともに大事になるし、もう一度この民事再生法も見直す必要が出てくるんではないか。だから、法制審会においても一度手間になるのではないかといふような意見もあったかもしれませんけれども、この辺と、全体の見直しへの決意というものはちょっとお聞きしたいんです。

○國務大臣(白井日出男君) 今、参考の方からお答えをいたしましたとおり、現下の経済情勢、中小企業の倒産等も急速にふえている、こうした環境にせひととも対処しなければならない。中小企業が頼りにしております和議法というものは使用者が悪い、こうした中でもってこれを先行させたわけですが、先ほど申し上げました通り、残りました個人破産の法制につきましては引き続き、できるだけ早い機会に成立させるよいいたしまして、努力をいたしてまいりたい、思つております。

こうな法律も前にやりましたね。それほど租税債権というものが、各地方の税では条例で放棄したような形でオウムの破産財産形成に一生懸命国も地方もやったというような記憶があるんですが、やはり相続と債権者の関係というのは問題になる

のような法規も前にやりましたね。それほど租税債権というものが、各地方の税では条例で放棄したような形でオウムの破産財産形成に一生懸命団体も地方政府もやったというような記憶があるんですが、やはり租税と債権者の関係というのには問題になるのではないか。

特に、賃金債権になると、メキシコではまず第一順位が賃金債権ですか、そういうふうになつてゐるようでありますて、賃金債権、それから管財人の報酬、その次が税金だというような順位になつてゐるようで、私などは管財人の報酬が一番に来なきや物事は動かないなと思つてゐるところでござりますけれども、それほど賃金債権といふものを最優先で考えていく、というのが世界の大勢だと思うんです。

大臣も、また先ほど労働省の方もいろんなことを言ひますし、それは国全体の基盤を支える債権だというようなことでその理由づけがあるんですねが、そういう状況から見ていくと、もう一度抜本的に租税債権と賃金債権の優劣という問題を、多方面に係るわけでありますと、そういうような見直しといふものをしっかりとすべき時期に来ているのではないかというふうに思ふんですが、大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人(細川清君) 基本的な考え方方は先ほどの大意が御含みよござることございまして、

○魚住裕一郎君　昨年九月から中小企業に適する手続をということでございますが、バブル崩壊後、本当に大変な経済状況が続き、政府においても数次にわたってずっと景気対策をやってきていたところであるわけで、去年の九月から突然ふとそたというわけではないと思うんです。

確かに中小企業は大変だと、地元を回っていても中小企業の経営者の皆さんのが大変な状況であることはよくわかっておりますが、ただ、これ一本、これだけを中小企業対象に先行させていくのは私はどうかな?と実は思つております。

それなりに検討してしまったが、中小企業の立場から見ると、和議法しかないものですから、和議法しかないものですが、先ほど来御質問がありますように、竹村委員長からも御質問があってお答え申し上げたところ非常に問題点があるということで、やはりこれをさらに早くしなきゃいかぬという意見が大変強くなってまいりました。

それで、最終的には当時の中村法務大臣からも御指示がありまして、やはりこれを早急にすべきではないかという御指示があつたので、私どももなるほどということで一年間頑張ってこの法案だけを出させていただいたということですございま

なお、これらの相互の関連につきまして、当然のことながら、問題がある場合には改正するにふさかではないと思います。

○魚住裕一郎君 先ほど申し上げたような倒産制の一本化という点も踏まえて、その点もぜひ考慮の一つに入れただきたいなというふうに思っております。

続きまして、先ほど来、賃金債権のことがかなり先行質問の中で出てまいりました。私も本当にどうだなと思うところであります。さきの特定定存の法案審議の中でもこの租税債権というものの

こういった労働債権のほかに一般の取引債権、それから租税債権、担保つき債権あるいは公租公課等の債権、さまざまな債権の優先関係が倒産の処理手続では問題になるわけでござります。

こういった優先関係は、国税徵收法とか地方税法、国民健康保険法、民法、商法等の実体法に規定されている。さらに、これらの問題は倒産の後処理の中だけではなくて個々の民事執行の場面でも問題になってくるということで、すべての問題に係る問題で、しかも手続法の問題ではなくて実体法の問題でございます。

規定の中には、民法、商法は法務省の所管ですが、それ以外のものには他省庁の所管のものもあるということで非常に難しい問題を含んでいます。けでございますが、これは各種債権の利益の調整という実体法のあり方にかかる極めて大きな問題でございますので、今後ともこれは検討していくかなければならない問題だというふうに考えていいところでございます。

○魚住裕一郎君 先ほど竹村理事からの質問の中で、民事再生手続から破産にもし移行した場合の賃金債権の扱いが変わって云々というような話がございましたけれども、実際、破産管財業務にございましたが、賃金債権は優先的破産債権ですから配当の中でも優先されるわけですね。そうなると、配当期日まで待ってその満額を出すということよりも、生活もあることですから、ほとんど破産管財人が労働者と和解といいますか、示談をやって、それを財団債権化して、事実上裁判所の許可を得てやるというのがかなり多い。これは、最高裁の破産事件実務みたいな資料集中にもそういうような事例がありまして、やっぱり労働者、働いている人の生活そのものにかかるくるわけで、実務ではそんな陥路を使って何とかクリアしたいというのが実態の動きなんですね。だから、それは建前について真剣に大蔵も含めて議論をしていただけないでしょうか。

○国務大臣(田井口出男君) 今、委員御自身の御経験の中で実態のお話をございまして、それらの実態というのは極めて大切だと思いますので、貴重な御意見としてお伺いをいたしておきたいと思います。

○魚住裕一郎君 それで、あとちょっと二点ほどお聞きしたいんですが、保全措置がありますが、先ほど民これは包括的な禁止命令もありますが、先ほど民

事局長の方からオートマチック云々とありますのが、やはり取り立ての自動停止装置といいますか措置といいますか、抜け駆け禁止であるとか手続の公正等を考えた場合、これを導入した方がより簡便ではないかと。こういう倒産直前の事態において個別に判断していくよりも、まずはオートマチックに停止という形でやった方がいいと思うんですか、いかがでしょうか。

○政府参考人(細川清君) アメリカの法律にありますいわゆる自動停止の問題、オートマチックスティの問題でございますが、この問題は非常に大事な問題でございますので、実は、改正検討事項をお公表した中にそういう制度を取り入れるかどうかということも重要な一項目として入っていたわけでございます。

これについて多数の意見をいただきましたが、やはりこれは乱用の危険があると。要件をそんなに限定しているわけではありませんので、申し立てあれば直ちに全部債権者の強制執行がとまってしまうというのではなく、日本ではややちょっとと乱用のおそれが大き過ぎるという意見があつて、賛成する意見は余り多くなかったわけです。

ただ、その反面、現在の個別的執行ではちょっと煩瑣に過ぎるのでもう少し包括的な停止命令ができるのか、あるいは事前に包括的に禁止していくのを裁判所が認めることができないかという意見が相当数ありましたので、今回の改正法案においては、包括的禁止命令という従来の倒産法制ではない手続を設けまして、そういうオートマチックステイを賛成だと言われた方の御要望に沿ったわけでございます。

○魚住裕一郎君 それから、今回、担保権消滅制度というのを取り入れられました。これは、事業の継続に不可欠なものであるということで裁判所の許可に基づいてやるわけですが、これ、担保権の許可に基づいてやるわけですが、これは、登記も嘱託で抹消されると、本部の不動産の登記があると考えていいですから、大体不動産の登記があると考えていいと思うんですが、これは、登記も嘱託で抹消されるんでしょうか。確認です。

○政府参考人(細川清君) 担保権の価額に相当する金銭を再生債務者が納付いたしますと、担保権の登記は裁判所の嘱託によって抹消されることになります。

○魚住裕一郎君 その場合、賃借権の仮登記とか、実務になると、担保権かどうかというのが争われることが多いんですが、この点はいかがですか。

○政府参考人(細川清君) まず、法律の理論的な

ことですと、賃借権は担保権ではないのでこの手続で抹消するのは行き過ぎだということで、そこは抹消しないことにいたしたわけでございます。

ただ、これは、対象の物件が事業の再生に欠くことのできない財産でございますので、そういうところに賃借権がついているというのは普通は考えられないであろうということも考慮しているわけでございます。

○魚住裕一郎君 考慮しているということですが、そうすると、抹消登記請求を起こさぬといかねということですか、この賃借権仮登記は。

が、そうすると、抹消登記請求を起こさぬといかねることでありますか、この賃借権仮登記は。あつてそれを抹消すべき理由がある場合には、従来と同じように、相手方が任意に応じない場合は抹消請求を起こさざるを得ないわけでございます。

○魚住裕一郎君 租税債権に基づく差し押さえ命令が登記される、これはどうなりますか。何しろ事業の継続に不可欠なものであるときということになりましたが。

○政府参考人(細川清君) これは、租税債権は一般的優先債権でございますので、この手続の対象内に取り込んでいいわけでございます。したがいまして、そういう観点から、国税徴収法による差し押さえ等については、これは担保の消滅といふ規定は置いておりません。

ただ、国税徴収法に、一定の要件がある場合にその競売の続行を停止し、あるいは一定の場合には一定の期間停止することができる、あるいは

いますが、国税徴収法に基づく対処が可能だとうござります。

○魚住裕一郎君 時間を余らせておりますが、終ります。

○委員長(風間赳君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時七分休憩

○委員長(風間赳君) 午後一時三十五分開会

○委員長(風間赳君) ただいまから法務委員会を開いたします。

○橋本敦君 今回の民事再生法案が出てまいりましたで、今、全国的に大企業を中心に大変なリストラで、多くの労働者が解雇あるいはさまさまな不利益を受けて社会的問題になっております。

こういう中で、今度の民事再生法がそういう企業のリストラをどんどん進めるということに使われ、労働者の権利、労働組合の権利が不当に侵害されることはあってはならない、これはもう基本的には大変な前提でございますけれども、その点について、提案について事務方に責任を負われる民事局長はどんなふうにお考えでしょうか。

○政府参考人(細川清君) 民事再生手続の実施によりまして労働者の権利が不当に害されるようになりますが、労働組合の権利が不当に侵害されることはあってはならないことは御指摘のとおりでございます。

私どももといたしましてもこの点については相当の配慮をいたしましたつもりでございます。まず労働債権につきましては一般優先債権として手続で随時に弁済されるものといたしました。また各手続の節目節目で、重要な情報につきましては労働組合に通知し、そして意見を聞くべきところは意見を聞くことの規定を設けまして、労働者の権利が害されないようにということを配慮したつもりでございます。

○橋本教君 具体的には、二十五条を見てみますと、裁判所がこの再生手続開始の申し立てを棄却する、棄却しなければならない場合の一つとして、「不当な目的で再生手続開始の申立てがされたとき」という規定がございますね。この「不当な目的で」ということの中には、当然、労働組合を嫌惡あるいは不当労働行為的労働者の解雇を容易ならしめる、そういったことを通じて再生手続を図ることが意図であるというようなことが明確なときには、不当労働行為というのはまさに法違反ですから、そういった場合は裁判所はこの二十五条によって再生手続の開始については棄却をすることになる、こう理解してよろしいんですか。

○政府参考人(細川清君) 御指摘の法案第二十五条第四号の「不当な目的で再生手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき」の意味でございますが、これは真に再生手続の開始を求める意思や真に再生手続を進める意思がないような場合を指すものでござります。したがいまして、ただいま御指摘がございました、例えば専ら労働者を解雇する目的でなされたとか、あるいはもう全く労働協議に応じないためにやった、そんなことは許されないわけでございますから、そういう場合にはこの再生手続の目的に照らし不当な目的で申し立てされたということになりますから、それは開始がなされないということになろうかと思います。

○橋本教君 それは裁判所が判断するわけですが、そういう不当な、不当労働行為的目的でなされたということを裁判所はどういう機会にどういう方法で審判、判断の対象になり得る規定になっていますか。

○政府参考人(細川清君) 申し立てがなされた場合に、開始決定をするかどうかを裁判所が判断するわけですが、その場合には申し立て者がさまざまなかみ合せ等を出すわけですが、それ以外に裁判所が職権で調査することになります。したがいまして、また、関係者がその申し立ての事実を

知つていて事実を知らせてくるということがありますと、そのことも裁判所は考慮して判断されるわけでもございます。労働組合等が開始について御意見があれば、御意見を提出されば、その職権調査の一環として当然に裁判所がこれを考慮した上でござります。

○橋本教君 その職権調査というのは何条で規定されていますか。

○政府参考人(細川清君) 八条第二項でございます。八条第二項でございますが、「裁判所は、職権で、再生事件に関して必要な調査をすることができる」と規定してござります。

○橋本教君 したがって、裁判所はその職権調査に当たって八条の規定により労働組合に意見を聴取するという手続をとることは、これはこの規定から可能だということですね。

○政府参考人(細川清君) そのとおりでございます。現在の会社更生法の運用におきましても、裁判所は労働組合のあるところには労働組合の御意見を聞いて職権調査をするというのが一般的な実務の扱いでございます。

○橋本教君 そこで私は、一つの提案ですが、そこまでおっしゃるならば、二十一条の再生手続の開始について労働組合の意見を聞く、労働組合に通知しその意見を聞くというようにしてよかったです。修正案を用意しておりますけれども、今の御答弁を法的に保障するということのためには二十一弁を法的に保障するということのためには二十一条で当然労働組合に意見を聞くというようにすべきだ、こう考えますのがいかがですか。

○政府参考人(細川清君) 先ほど御答弁申し上げました職権の調査の方法には全く方法に限定がございませんので、裁判所は、労働者や労働組合等の意見を聴取することを含めて必要と認めるあらゆる方法を用いることができます。

○橋本教君 一方的に再生債務者つまり企業の側が労働組合との協議なしに人員整理計画を再生計画案で出すといふわけにいかないという筋があるということですね。

○橋本教君 今、御答弁は非常に大事であって、一方的に再生債務者つまり企業の側が労働組合との協議なしに人員整理計画を再生計画案で出すといふことは、法律では認められません。したがって、この民法上の権利義務も計画による変更の対象とはならないわけでございます。したがって、これらについては通常の労働関係法規に基づいて企業と労働者、労働組合との間に団体交渉をして協議をするということになろうかと思います。したがいまして、この民事再生法の中で作成に関しても意見聴取以上に事前協議を義務づけるというのは、法律の性格からいっても適切ではないという判断に至ったわけでございます。

○橋本教君 しかし、百六十八条あるいは百七十四条で、再生計画案について、あるいは認可について、労働組合に対して通知し意見を聞く、こういう手続がありますね。だから、そこで意見を聞くところは、今局長がおっしゃったように、労働者の権利保全、労働組合の地位保全ということもありますが、再生計画それ自体を円滑に進める上で、労働組合に対する協力が必要なんですから、そういう意味でこの立法趣旨としては、労働組合の意見を聞くというのは、そういう趣旨で再生計画を円滑に進める上でも必要だということから出てきております。

長の御意見はいかがですか。

○政府参考人(細川清君) 再生手続におきましては、裁判所は提出された再生計画案について労働組合等の意見を聴取しなければならないものとされております。これは法案百六十八条で規定してあります。これは、労働組合等の意見を聞きながら裁判所に意見を提出するというのが通常のたどるべき筋道じゃなかろうかと思つています。

ただ、義務づけの点について申し上げますと、先ほど申し上げましたように、再生計画は再生債務者の権利の全部または一部を変更するものであります。再生債務者である企業体は労働組合の意見を変更したりすることができる再生債務者の権利でございます。御指摘の、労働契約を解除する、こういう問題は再生計画の内容になりますので、仮に再生計画にそれを書くということは、それによって法律的な効力が生ずるわけではないわけです。ですから、労使の間で協議されて話がまとまっているというものを再生債権者に知らせるために、情報提供のためだけに計画に載つていいるというものは差し支えないんですが、再生計画により権利を変更されることがないわけではありません。また、労働条件の変更等の労働権者の権利の全部または一部を変更するものであります。再生債務者である企業体は労働組合の意見を聞きながら裁判所に意見を提出するというのが通常のたどるべき筋道じゃなかろうかと思つています。

ただ、義務づけの点について申し上げますと、先ほど申し上げましたように、再生計画は再生債務者の権利の全部または一部を変更するものであります。再生債務者である企業体は労働組合の意見を変更したりすることができる再生債務者の権利でございます。御指摘の、労働契約を解除する、こういう問題は再生計画の内容になりますので、仮に再生計画にそれを書くということは、それによって法律的な効力が生ずるわけではないわけです。ですから、労使の間で協議されて話がまとまっているというものを再生債権者に知らせるために、情報提供のためだけに計画に載つていいるというものは差し支えないんですが、再生計画により権利を変更されることがないわけではありません。また、労働条件の変更等の労働権者の権利の全部または一部を変更するものであります。再生債務者である企業体は労働組合の意見を聞きながら裁判所に意見を提出するというのが通常のたどるべき筋道じゃなかろうかと思つています。

いるんじゃないですか。

○政府参考人(細川清君) 事業を継続してその企業が再生するためにはそこに働く労働者の合意があることが、合意といいますか協力が必要なことは言つまでもありません。この会社が見込みがないと思って従業員の皆さんがみんなやめてしまえば再生ができないことははつきりしているわけですね。そういう意味で、労働者側の理解と協力が再生計画の実施のために必要だということは御指摘のとおりでございます。

○橋本敦君 そういう意味で手続上も法律上も重要な意味を持つわけですから、労働組合が意見を言った場合には裁判所は誠実にそれを尊重するという立場で御検討願うのが法の趣旨に沿うことだと私は思いますが、法務大臣、いかがでしょか。

○国務大臣(白井日出男君) 今、委員御指摘のとおりでございまして、再生のためには働いておられる労働者の皆さん方の御協力が必要でございます。そういう意味において、裁判所におきましてもそれらの意見というものを作最大限尊重するといふことはそのとおりでございます。

○橋本敦君 そこで民事局長、ちょっと法的な問題で百七十四条についてお聞きをするんですが、第一項で、裁判所は次の場合を除き再生計画認可の決定をする、こうございますね。次の場合といふのは次項ですから、2に書いてございます。それで、労働組合の意見を聞くというのは、再生計画案を認可すべきかどうかについて、意見を述べることができる。意見を聞くというのは第三項になつてございますね。ですから、労働組合の意見は聞くけれども、聞かなくても、あるいはこの手続を怠つても、あるいは中身、内容について十分誠意を持って債務者が聞くなくても、第一項に基づいて、第二項の場合以外はこれは再生計画の認可を決定する、こう書いてあるんですから、無視されたらどうなりますか。第一項は、無視してもよいという規定に読めますか、どうですか。そこが問題なんですよ。

○政府参考人(細川清君) これは、規定の順番は

ただいま橋本先生が御指摘のとおりでございますが、労働組合等は要するに百七十四条の第二項にある事由があるかどうかということについて意見はあることを述べるということになります。ですから、例えば労働組合が全く協力する意思がない、反対だとすると、二号の再生計画が遂行される見込みがあるかどうかというところで考慮されるわけです。

それから、先ほど言いましたように、御指摘のようないい例えは労働者をちゃんととした労働協議も経ないので首にするというようなことを仮に目的としているとすれば、それは再生計画の決議が債権者の一般の利益に反するということには直接には当たりませんけれども、全体としての中で考慮されていくわけでございます。再生手続が遂行される見込みがあるかどうかという点において主として考慮されるということになるわけでございます。

○橋本敦君 第一項があるからといって決して無視はされないという御答弁だというように理解をいたします。それでよろしいですね。

○政府参考人(細川清君) はい。

場合に限るんだということを明らかにした修正であるというふうに理解しております。

○橋本敦君 したがって、労働組合を嫌悪し労働者の解雇をしたいということの意図が明々白々だというような場合には、これはだめだよというよううに解釈して裁判所は判断されるというように理解できるわけですね。

○政府参考人(細川清君) 労働者を解雇するだけの目的というのではなくてはありますので、そういう場合には許可是されないという

○橋本敦君 そこで、今回の手続では、労働組合に対するあるいは労働者に対する、再生計画案について、あるいは営業譲渡に関する許可に当たつて、あるいは財産状況報告集会における意見について意見を陳述する機会を認めるとか、そういう規定が置かれました。これは私は結構なことだと思います。また、竹村委員から御質問ありました

が、債権者集会の通知を受けたら出ていくて発言することになろうかと思います。そこで、企業と労働組合が協力しながら再生、再建をしていく上で、労働組合は企業の財務状況、取引状況その他についてやっぱりある程度の誠実な情報開示を受けていなければ、私はきちっとした意見を申し上げる、あるいは協力するといふことは難しくなると思うんです。この規定全体から見てそういう情報開示規定がなければ一つの欠陥じゃないかと私は思うんですね。いかがでしょうか。どうお考えでしょうか。

十七条の関係で言えば、利害関係人は裁判所記官に対して裁判所に提出された資料等を閲覧あるいは謄写できる。こうありますね。この利害関係人には、そういう意味では当然労働者、労働組合も含むと私は解釈すべきだと思いまして、一般に労働組合、労働者に対して、意見を述べる前提として資料の開示あるいは情報の開示、こういったことはどうあるべきだとお考えですか。私は積極的に開示した方がいいと思います。

○政府参考人(細川清君) 民事再生法典では、労働組合に意見を聞く場合が幾つかございますが、この労働組合が述べる意見が適切でかつ充実したものとなるためには、再生事件に関する十分な情報が開示される必要があるわけで、この点は御指摘のとおりでございます。

この法案におきましては、再生事件に関して裁判所に提出されまたは裁判所が作成した文書一般に閲して利害関係人が閲覧、謄写をすることができる旨の規定を置いております。これは十七条でございます。これが原則でございます。そして、

○橋本敦君 では、次は営業譲渡問題に移ります

が、四十二条、営業譲渡ですね、これで衆議院の方で修正がなされました。この修正は、四十二条の再生手続の中で営業譲渡ということによって労働者、労働組合の権利や地位が大変大きく重大な侵害を受けるというようなことがあってはならないといふことも含めて、この修正で言う「当該再生債務者、労働組合の権利や地位が大変大きく重大な侵害を受けるというようなことがあってはならない」ということの中にはその趣旨も含まれていると解してよろしいわけですか。

○橋本敦君 したがって、労働組合の意見を聞く場合に限り、ということの中にはその趣旨も含まれていると解してよろしいわけですか。

○政府参考人(細川清君) 四十二条でただいま御指摘のような修正がなされた趣旨は、要するに、一般的の債権者あるいはその企業で働く労働者に対する影響が大きいものですから、そういったことを考慮した上で全体の再生に資するかどうかを考慮しなければならない。そういう再生のために資する

場合に限るんだということを明らかにした修正であります。

○橋本敦君 したがって、労働組合を嫌悪し労働者の解雇をしたいということの意図が明々白々だというような場合には、これはだめだよというよううに解釈して裁判所は判断されるというように理解できるわけですね。

○政府参考人(細川清君) 労働者を解雇するだけの目的というのではなくてはありますので、そういう場合には許可是されないといふことになろうかと思います。そこで、企業と労働組合が協力しながら再生、再建をしていく上で、労働組合は企業の財務状況、取引状況その他についてやっぱりある程度の誠実な情報開示を受けていなければ、私はきちっとした意見を申し上げる、あるいは協力するといふことは難しくなると思うんです。この規定全体から見てそういう情報開示規定がなければ一つの欠陥じゃないかと私は思うんですね。いかがでしょうか。どうお考えでしょうか。

十七条の関係で言えば、利害関係人は裁判所記官に対して裁判所に提出された資料等を閲覧あるいは謄写できる。こうありますね。この利害関係人には、そういう意味では当然労働者、労働組合も含むと私は解釈すべきだと思いまして、一般に労働組合、労働者に対して、意見を述べる前提として資料の開示あるいは情報の開示、こういったことはどうあるべきだとお考えですか。私は積極的に開示した方がいいと思います。

○政府参考人(細川清君) 民事再生法典では、労働組合に意見を聞く場合が幾つかございますが、この労働組合が述べる意見が適切でかつ充実したものとなるためには、再生事件に関する十分な情報が開示される必要があるわけで、この点は御指摘のとおりでございます。

この法案におきましては、再生事件に関して裁判所に提出されまたは裁判所が作成した文書一般に閲して利害関係人が閲覧、謄写をすることができる旨の規定を置いております。これは十七条でございます。これが原則でございます。そして、

○橋本敦君 そこで、今回の手続では、労働組合に対するあるいは労働者に対する、再生計画案について、あるいは財産状況報告集会における意見について意見を陳述する機会を認めるとか、そういう規定が置かれました。これは私は結構なことだと思います。また、竹村委員から御質問ありました

が、債権者集会の通知を受けたら出ていくて発言することともできるんだよというお話をありましたから、これも結構だ、こう思っています。

労働組合はこの利害関係人に当たるというふうに解釈されますので、再生事件に関する文書の閲覧ができるわけでございます。

それから、労働組合は債権者集会に参加して事件の進行に関する十分な情報を得ることができますように、裁判所は債権者集会の期日を労働組合に通知することといたしておりますので、そこに出席していただければ情報を得ることができます。

○橋本教君 だから、基本的に民事局長として出席しておられるわけでございます。再生を労使が協力しながら進め、こういった再生を労使が協力しながら進め、あるいは労働者が権利を保全し自分の立場を守る上でもそういういろんな機会を使って情報開示を要求できる、また要求していいんだ、こういうよう

うに解釈していいわけであります。

そこで、もう一つの問題は、にもかかわらず営業譲渡ということがやむを得ず行われる場合、四十二条、四十三条の関係で出てくるんですけども、この営業譲渡というのは労働組合、労働者に重大な影響を及ぼすけれども、労働契約や労働協約がこの営業譲渡で引き継がれていくといふことをこの法律ではどこにも書いていないんですけど、それは重大な問題なんです。そこらはどうお考えでいらっしゃか。

○政府参考人(細川清君) 実は、労働契約等が営業譲渡の場合にどういう影響を受けるかというのさまざまな見解があるところでございます。ただ、この問題は再生手続が開始した場合だけに限って起つて問題ではなくて、そういう手続が開始していない場合にも営業譲渡がされる場合は多々あるわけでございまして、そういうところの一般的な問題でございます。ですから、そういった一般的論で言うなら労働判例のやつぱり成り立つ傾向といふものをとらえておく必要がありますね。例えば、一九五〇年七月六日の東京地裁判決、これは済生会中央病院事件ですが、「正当の事由

なくして特定人の承継を拒否し得ないと解しなければならない。けだし経営組織ということに着目ができます。そこで、その活動の継続中経営主体の交代に際し、特定人を排除することは、実質的には、そのものを解雇すると同じことになる、こういう

特定人の承継を拒否し得ないんだよ、正当の理由がなければ。つまり、企業譲渡をするけれども、その労働者の首を切るんだということが前提になつてはならないというのが判例理論の基本な

ですが、こういった判例理論、今日までずっと発展をしておりまして、基本的には営業譲渡について労働者の労働条件が維持されるというのが基本でなくちゃならぬというよう思つてます。

例えば、ECの理事会指令等でいわゆる解雇規制に対する指令あるいは営業譲渡の場合の雇用、労働条件の保障に関して既得権指令が出されても、この営業譲渡というのは労働組合、労働者に重大な影響を及ぼすけれども、労働契約や労働協約がこの営業譲渡で引き継がれていくといふふうにEC指令では言つてゐるんです。ある

いは、譲り渡し人が締結した労働契約に定める労働条件は譲渡後も譲り受け人に維持するものとするということが基本的に言われてゐるんです。労働譲渡の場合にどういう影響を受けるかというのさまざまな見解があるところでございます。ただ、この問題は再生手続が開始した場合だけに限つて起つて問題ではなくて、そういう手続が開始していない場合にも営業譲渡がされる場合は多々あるわけでございまして、そういうところの一般的な問題でございます。ですから、そういった一般的論で言うなら労働判例のやつぱり成り立つ傾向といふものをとらえておく必要がありますね。例えば、一九五〇年七月六日の東京地裁判決、これは済生会中央病院事件ですが、「正当の事由

にはまだ最高裁判例がございませんので確定した判例となつてはいるわけではないという状況でございます。

そして、その状況を踏まえまして、こういった企業の再編が労働関係に及ぼす影響については、今後私どもとしてもそういう問題があるということは認識しておりますし、また直接の所管省庁である労働省におかれましてもそういう問題があるということを認識しておられて、いろいろさまざまな検討をされておられるというふうに聞いております。私どもとしてもこれに十分協力してまいりました。

企業の再編が労働関係に及ぼす影響については、問題があるということは認識しておりますし、また直接の所管省庁である労働省におかれましてもそういう問題があるということを認識しておられて、いろいろさまざまな検討をされておられるというふうに聞いております。私どもとしてもこれに十分協力してまいりました。私どもとしてもこれに十分協力してまいりました。

企業の再編が労働関係に及ぼす影響については、問題があるということは認識しておりますし、また直接の所管省庁である労働省におかれましてもそういう問題があるということを認識しておられて、いろいろさまざまな検討をされておられるというふうに聞いております。私どもとしてもこれに十分協力してまいりました。

企業の再編が労働関係に及ぼす影響については、問題があるということは認識しておりますし、また直接の所管省庁である労働省におかれましてもそういう問題があるということを認識しておられて、いろいろさまざまな検討をされておられるというふうに聞いております。私どもとしてもこれに十分協力してまいりました。

衆議院の附帯決議の第六項ですか、この第六項でも「破産等いわゆる倒産法を改正するに当たつて、労働債権については、特に再生手続から破産手続に移行した場合に、その優先性が維持されること」というふうにあります。

それで、午前中にも議論がされましたけれども、ILOの百七十三号でも労働債権の優先性というのは国際的にも高く主張されていることでございまして、この条約を我が国はまだ批准していないのが問題なんですけれども、そういうことも含めて労働債権を共益債権ということで、破産手続に移行しても財團債権に入つてきちつと弁済が優先的になされるという方向で、積極的にこの附帯決議も受け、ここでの議論も受けて検討していただきたいということを最後に法務大臣にお願いをして、質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(日井日出男君) 委員御指摘のとおり、今後ともしっかりと研究してまいりたいと思います。

それで、もう時間がありませんから、最後に、労働債権の問題をたくさん用意しましたが、竹村先生、魚住先生からも御意見がありましたからもうごく省略をいたしますけれども、御存じのように、この労働債権の保全という問題については非常に重要な問題があるわけですね。特に破産手続に移行した場合にどうなるかということが議論されました。私も全くそう思うんです。

○橋本教君 よろしくお願いします。

終わります。

○福島瑞穂君 社会民主党の福島瑞穂です。

和議法を改正して、今回、民事再生法案を成立させようとされているわけですが、これが中小企業にとって果たして使い勝手のいい法律かどうかという議論が御存じのとおりあると思います。例えば弁護士会、東京弁護士会は一九九九年五月二十日、東邦新聞で、問題の多い和議法を改正し中小企業向けの簡易な重建型倒産手続の制度を期待していただれども和議法よりずっと重い手続になつていて会社更生法に近づいている、小規模企業にとって果たして使いやすい手続なのかという問題提起がされていますけれども、この点は改善されたのでしょうか。

○政府参考人(細川清君) 私どもが民事再生法の立案の過程で考えておりましたのは、一番の眼目は中小企業にとって利用しやすい手続とするようにということです。

今回の法案で具体的に挙げている点を申し上げますと、まず、会社更生法と違ましてすべての法人、個人が利用可能な手続としている。あるいは、再生手続の開始原因を緩和して破産状態に至る前でも申し立てをすることができるようになつましたし、また、再生手続の開始後も従前の経営者による事業経営及び財産の管理、処分を継続することを原則としつつ、事案に応じて監督委員あるいは管財人等の各種の機関の選任を柔軟に行なうことができるようになります。

再生手続に対するすべての強制執行等を禁止する包括的禁止命令の導入をした。あるいは、一つの命令で再生債務者に対する強制執行等を停止する

あるいは管財人等の各種の機関の選任を柔軟に行なうことができるようになります。

再生手続が申し立てられた場合には管轄に

止める柔軟な取り扱いをする。そういうことにいたしましたわけでございます。

それで、日弁連からもっと簡単なものも認めるべきではないかという御意見がございましたし、この法案の最終段階でそういう強い御要望、御意見がございましたので、この法案の第一章に簡易再生及び同意再生に関する手続というのを設けたわけでした、これは日弁連から強い要望があつたところにおこしたえしたというところでございま

す。

簡易再生の手続を簡単に御説明いたしますと、要するに、債権の調査確定の手続をしなくてもよろしいということで、そのうち、債権の調査確定をしないことについて債権者の六割が賛成しているという場合には、調査確定の手続を経ないで権利変更を定めた再生計画を決議に付し、裁判所が認可するということになります。そうしますと、破産の原因たる事実を生ずるおそれがあるときは債務者と債権者に申し立て権を認めています。債務者に乱用されるおそれはあるのではないでしょ

したわけでございます。

○福島瑞穂君 和議法の場合は調整計画案が初めてつくられるのに対し、今回の民事再生法は冒頭にはその調整案を、再生案をつくることで途中でつくります。これが遅延する結果になるのでは

ないかという批判もありますが、その点はどうですか。

○政府参考人(細川清君) これは、従来の和議法では申し立てと同時に和議の条件、つまり再建の計画を提出しなければならないということになつておりましたので、倒産前後の非常に混乱した時期にそれを作成するのは非常に難しいという御批

判がありまして、それで同時に提出しないでもいいようにしたわけでございます。

今回の法案では、債権の調査期日が済んだ後に計画を出していただくのが原則ですが、事前に債

権者との間に話し合いがついているというような場合にはそれより先に提出することも排除してい

ないわけでございます。

また、先ほど申し上げましたように、もうほとんどの話が上がりつゝでござるという場合には簡易再生という場合もございますし、また全員の同意、債権者の同意がある場合は同意再生ということが

できまして、決議も要らないで、裁判所がこれでいかどうかを判断して認可だけすれば計画が進んでいくという手続もつくりました。

ですから、そのところは柔軟に対応できるよ

うにいたしたつもりでございますので、特に計画案の作成がおくれて問題が生ずるということはないであります。

○福島瑞穂君 開始原因を前倒して、事業の継続に著しい支障を來すことなく弁済期にある債務者のみが申し立てをすることができないときというのは、債務者と債権者に申し立て権を認めています。債務

を弁済することができないときというのは、債務

を弁済することができないときといふに期待しているところでござります。

○福島瑞穂君 破産の原因たる事実を生ずるおそ

れがあるときというのは客観的に判断をするとおっしゃいましたけれども、やはり条文上はあいまいな要件だと思います。具体的にはどのようなときを言うのでしょうか。

○政府参考人(細川清君) 資金繰りがございまし

て、そしていつ手形の満期が来るのが幾つあると

いうふうに考えまして、そして現在手持ちの金が

幾らあって、それで取り立てられる債権が幾つか

あるということを考えますと、おのずから支払い不

能になる日が経営者自身にはわかると思つんですね。そういうようなことを言つてゐるわけでござります。

○福島瑞穂君 御指摘のとおり、破産の原因の生ずるおそれがあるときには債権者もこの

再生手続の申し立てをすることができるることとさ

れております。

この申し立てをするためには、債権者はその開

始原因があることを証明しなければなりません。

ですから、債務者の方の財産状況を調べた上で、

これは債務超過になるおそれがあるということを

疎明しなければなりません。

さらに、申立人でありますから、再生手続に

できるわけではないわけでござりますし、また債

権者の方が手続を申し立てる場合には自分が債権者であるということを疎明しなければなりません。

さらに、申立人でありますから、再生手続に

必要な費用というのも再生債権者が予納しなければならないということになるわけでござります。ですから、そういうことを考えあわせますと、債権者が乱用的に申し立てるということはないと、債権者が乱用的に申し立てるということはないと、債権者が乱用的に申し立てるということはないと、債権者が乱用的に申し立てるということはないと、債権者が乱用的に申し立てるということはないと、債権者が乱用的に申し立てるということはないと、債権者が乱用的に申し立てる

は放置すれば破産原因が生ずる客観的な事情があるということでござりますので、これによって特に債権者の権限の行使が乱用されるということはないだろうと思ってます。現に会社更生法では同じ事実が開始原因となつておりますが、これは学者等の、あるいは実務家等の間で会社更生の開始原因が緩和されているので乱用的な申し立てが多いというふうに指摘されていることはございません。

もう一つは、破産原因が生ずるおそれというの

は、放置すれば破産原因が生ずる客観的な事情があるということでござりますので、これによつて特に債権者の権限の行使が乱用されるということはないだろうと思ってます。現に会社更生法では同じ事実が開始原因となつておりますが、これは学者等の、あるいは実務家等の間で会社更生の開始原因が緩和されているので乱用的な申し立てが多いというふうに指摘されていることはございません。

○福島瑞穂君 破産の原因たる事実を生ずるおそ

れがあるときというのは客観的に判断をするとおっしゃいましたけれども、やはり条文上はあいまいな要件だと思います。具体的にはどのようなときを言うのでしょうか。

○政府参考人(細川清君) 資金繰りがございまし

て、そしていつ手形の満期が来るのが幾つあると

いうふうに考えまして、そして現在手持ちの金が

幾らあって、それで取り立てられる債権が幾つか

あるということを考えますと、おのずから支払い不

能になる日が経営者自身にはわかると思つんですね。そういうようなことを言つてゐるわけでござります。

○福島瑞穂君 午前中、竹村理事の方から、担保権の消滅について、貸し済りなどの逆に影響が出るのではないかという質問が出ました。

例えば、ある会社がある。ある工場がどうして

再生手続を持っていますのに現在の価値は三億円で

あります。そこで、財産の客観的価値に相当する弁

済をすることによって担保権の消滅ができるわけ

です。担保権者はいつでも担保権の実行ができる

としても、いつ担保権の実行をするかということ

は選択によるわけです。要するに担保権者が切り

札を持っているわけですから、それが自分の

選択によらずに担保権の消滅という形で消滅をさ

せられるということについては、恐らく議論が

あつたと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(細川清君) 担保権者は担保権を実

行することによって優先的に弁済を受ける権利と

いうものがござりますが、その権利のほかに、担

保権者は実行する時期を選択できるんだという利

益もあるわけですね。それは福島委員御指摘のとおりでございます。ですから、この法案は銀行等の担

保権者が担保権を実行する権利を

少し制限している、奪つているということになる

わけです。

しかし、担保権の本質的価値は、やはり目的財

産の価額の中から優先的に弁済を受けるというの

が担保権の本質だと考えておりまして、実行時期の選択の利益は他の政策的目的との関係では制約を受けてもいんどううというふうに考えており

ます。例えば、民法の解消の制度でございます。

が、これは担保物の所有者がそれを他に売った場

合には買った人が弁済期にかかわらず撤除する

ことができるということになりますから、その例

外を認めていたところもあるわけでございます。

本民事再生法案では、事業の再生を目的とする

再生手続において事業に不可欠な財産を確保する

ことがどうしても必要でございまして、そこのところを守るためにには担保権の実行時期の選択の利益を制限することもこれは正当化されていいと思いますし、実は法制審議会では金融界の代表者である委員の方もおられたんですが、最終的には企業再生という大きな目的のためにはこれもやむを得ないものだらうということで判断されて賛成されでおられました。

以上でございます。

○福島瑞穂君 では、これで担保権を消滅させた後、会社の再生に必要があるとしてお金を借りたいとすると、今度また抵当権、何らかの担保権をつけてお金を借りるということもあり得るわけですね。そうすると、もともとの担保権者からするとと、自分の担保権は、担保権が消滅されてしまら、くたつたらやつぱり資金繰りのために担保権をつけましたと。またすぐ担保権がついたりするわけです。そういうことは起ると思いますが、この点についてはいかがですか。

○政府参考人(細川清君) 破綻に瀕した企業等を再生させるためには、スポンサーといいましょう

か、要するに資金を供与する方がいなければできません。そこでございまして、これは非常に大事な問題でございます。アメリカでもDIPファイナンスと、こういまして、連邦倒産法の中に、新しく融資先が見つかるようにということござまざまな手当をしているわけでございます。

この民事再生法案におきましては、その点は、新しく資金援助がされることが大事でございます。

また、失礼しました、当然に共益債権になるわけですが、そのほかに担保権をつけること

もこれは可能でございます。これは通常の場合は裁判所の許可にかかるべきでありますし、

思いますが、裁判所の許可があるならば担保権をつけることも可能となる、そういうことでござい

ます。

○福島瑞穂君 きょうは労働債権のことが民主党の委員からも公明党的委員からも共産党的委員からも出たと思います。答えるが大体もう出ているん

ですが、やはり私も、未払いの労働債権について

は再生手続においては優先的に支払われるけれども、破産に移行すると破産手続によらなければ支

払いを受けることができず、労働債権が保証されないと。未払いの労働債権を例えば財團債権とするなどして労働債権の保証を図るべきであるといふふうに思います。

衆議院のときの答弁などを見ると、労働債権については何か非常にややこしくて、再生手続開始後に使用者側の都合により退職した場合は、退職

債権の全額が共益債権となり、随時弁済を受けられると。しかし、今度はまた再生手続開始後に労

働者側の都合により退職した場合には、退職金請求権のうち、再生手続開始後の従業に対応する部

分については共益債権、その他については一般債

先債権というように、使用者側の都合により退職

するのか労働者側の都合により退職するのかでも

また労働債権がどれだけ強いかということが違います。

この点について、ちょっと二つの質問を同時に

して申しわけないんですけど、いかがでしょうか。

○国務大臣(白井日出男君) 詳細につきましては

また後ほど参考人の方から御説明申し上げたいと

思っておりますが、破産手続における財團債権につきましては、隨時弁済が認められる理由が、債

権者全体の利益に資する共益的費用としての性格

を有することに由来をしている、こういうことでございまして、再生手続における一般優先債権と

いうものは、手続の構造を簡易なものにするため

に一般の優先債権のある債権を手続の対象に含めないものとするという政策的な理由に由来をする

つましましては、隨時弁済が認められる理由が、債

ある債権の取り扱いについて一般的にもう一度

見直したいというふうに考えていくところでございます。

○福島瑞穂君 ありがとうございます。

きょうは委員会の中で租税債権より優先すべき

でないかという意見すら出たぐらいですので、破

産法のときに検討されるということですから、ぜひILOのことや外国の制度を参考に、労働債権を保護するような形でお願いしたいと思います。

ところで、下請会社、非常に不況になりますと

先の破産債権としての処遇を受けるにとどまるこ

とになってしまいます。

このような扱いの差異というものは、破産手続における一般の優先権のある債権の取り扱い自体に起因をしているということでございまして、こ

の点につきましては、法務省における今後の倒産

法の全面的な見直し作業において引き続き検討

をいたしてまいる予定でございます。

あとことは政府参考人の方から。

○政府参考人(細川清君) これは再生手続でも破

産手続でも同じですが、共益債権とするかどうかは、つまり債権者全体の利益に資するものである

かどうかという観点から決められているわけで

す。ですから、再生手続開始後に労働者が働いた

債権というものは、その働くことによって再生が

図られて債権者に対して弁済がなされるわけです

から、当然のことながら共益的債権になるわけで

ございます。退職金も同じでございまして、使用

者の都合によって例えれば整理解雇のように解雇さ

れた場合には、それによって賃金が支払われなく

なって最終的には債権者の利益に資するというこ

ともありますので、ですからそういう場合には共

益的債権ということになるわけです。

ですから、問題は、開始前の共益的債権でない

ものをどういうふうに扱うかという問題でござい

ます。これにつきましては、実は準連破産の場合

と一般の破産の場合とを区別する合理的な理由を

見出すのもこれもなかなか難しいものですから、

破産法改正のときに、労働債権等の一般優先債権

のある債権の取り扱いについて一般的にもう一度

見直したいというふうに考えていくところでござ

ります。

○福島瑞穂君 ありがとうございます。

裁判所としても、しかし、この裁判所の判断で

果たして認めるか認めないかという両極端の結論

が出るわけですが、これでも、この「事業の再生のた

めに必要であると認める場合に限り、」というの

うなことを裁判所はさせない、裁判所が事業の再

生のために必要であると認めるかどうかというこ

とが本当に認めるポイントになっていると思いま

す。

○福島瑞穂君 ほどう橋本委員の方からも少しありましたけれども、もうちょっと教えてください。

○政府参考人(細川清君) 通常の民事訴訟におきましては過去に特定の事実があつたかどうかを判

断するわけでございますが、再生手続というのには基本的には非訟事件でございますが、また将来の展望的判断をするものでございます。そういうことで、特に裁判所が英知をもって判断されることが必要になるような手続でございます。

具体的に四十二条に追加された要件でございまして、これは要するに、この営業譲渡をすることによって、その影響が大きいものですから、一般的の再生債権者の利益を害する事がないか、あるいは種類あるいは対価、そういうものを、具体的には雇用の継続が図れるかどうかというようなことについて具体的に勘査して営業譲渡の範囲あるいは種類あるいは対価、そういうものを、具体的な内容でござつたものを、裁判所が判断された上で最終的に結論を出すということになるわけでございます。

○福島瑞穂君 非常に悪意のある経営者が、不採算部門を切り捨ててやれ、うるさい者たちを切つてやれということで、例えば民事再生手続における営業譲渡の制度を利用して行うという、そのことに対する歯どめはどのようなものがあるのであります。

○政府参考人(細川清君) 再生手続の再生計画と申しますのは、再生債権者の権利を減額あるいは支払い時期を延期するというような変更を加えることを目的としているわけでございまして、再生計画で解雇何人と書いてもそういう法律上の効果が生ずるわけではありません。ですから、その点は問題はないわけですが、要するにそういうふうな不当な目的で再生手続を申し立てたことが明らかだという場合には申し立ては認められないということになります。

○福島瑞穂君 営業譲渡の場合に、裁判所は再生債務者の事業の再生のために必要であるとしてある営業譲渡を認めた、しかし半年ぐらいたってどうもやっぱり業績が悪い、その場合にばらばらに解体をしていく、つまり例えばパソコンはどこに売るとか、この部門はこういうふうに細分化す

る、またそこでいろいろなことなども起こり得ると思つてますが、そういうことの歯どめはこの法律であるのでしょうか。

○政府参考人(細川清君) 御質問の場合は、営業譲渡した先でさうにということだと思います。

が、営業譲渡された先は再生手続の対象となつておりませんので、そこまでちょっと歯どめをかけたことは法律上難しいということになります。

○福島瑞穂君 裁判所の判断が今回の法律の中で非常に大きな役割を果たしているので、その辺はぜひ研修やあるいはさまざまな事案の検討などをお願いしたいと思います。

それで、再建型手続の利用促進を図つて手続が円滑に機能するよう手続に要する費用の負担については法律扶助制度を利用すべきであるというふうに考えております。法律扶助制度について

は、この委員会でもほかの面からいろいろ議論をされておりますけれども、例えば今検討をされ

ていらっしゃると思うんですが、法律扶助に関する基本法を制定するに当たり、再建型倒産手続を利用する法人も法律扶助の対象にすべきではないかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(横山国輝君) 我が国の民事法律扶助制度のあり方につきましては、従来重ねられてきました検討結果を踏まえまして、緊急の必要性に對処するため、次期通常国会に民事法律扶助の制度上の基本的枠組みを定める法案を提出することを予定しております。

ただいま委員御指摘の件につきましては、法律扶助のあり方にかかわり、幅広く検討されるべき問題であつて、今後十分慎重に勉強してまいりたいと思います。

○福島瑞穂君 この委員会でも、少年事件の付添人に法律扶助をぜひ認めてほしい、いろんなところで法律扶助をもっと認めてほしいという意見もありますが、この民事再生法は大きな法人だけではなくて小さいところ、個人、それから協同組合なども利用するわけですから、ぜひ法律扶助の制度

の対象にしてくださるようにお願ひしたいというふう思います。

それではまた営業譲渡に戻つてちょっと申しわけないんですが、きょうも橋本委員などの方から営業譲渡の件の質問が出ました。どうもやっぱり営業譲渡というと、買つてくれる人がいる部門はそこそこ優良だらう、問題なのは、営業譲渡もされない部分があるだらう。そうしますと、優良部門は営業譲渡され、残った部門は引き取り手のないというとあれですが、債務超過部門のみ残つてしまふんではないか、そういうことについてはいかがでしょうか。

○政府参考人(細川清君) どの営業を営業譲渡するかというのは、再生の行方を左右する非常に重大な問題でございまして、通常の債権者がその事業体をそのまま再建しようと思えば、一番もうかついている部分を営業譲渡は普通はしないはずなんですが、仮にそういうことが一部譲渡するところがあつた場合に残りがどうなるかということが問題になるのですから、衆議院で今会一致で修正された部分はそういうことも考慮いたしまして、全体が再生に資するようという意味でこの修正がなされたものだと理解しております。

私どもも、それはそういう趣旨であるということが法律全文からわかるということを御説明申し上げたんですが、やっぱりそこははつきりしておいた方がいいということで修正がなされたというふうに理解しているわけでございます。

○福島瑞穂君 以上で終わります。

○委員長(風間紀君) 他に御発言もないようです。

○委員長(風間紀君) 本案の修正について橋本敦君から発言を求めておりますので、この際、これを許します。橋本敦君。

○橋本敦君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題になりました民事再生法案について、日本共産党の修正案の趣旨説明をいたします。

本日、不況倒産の激増と大企業のリストラにより、下請・地域中小企業や労働者に対し多くの犠牲が強いられています。このような状況に対応し、企業の再生を図る上で、労働者、労働組合の権利と地位の保全がとりわけ重要です。また、そうしてこそ労働組合等の協力も得られ、企業の再生が可能となるはずであります。そのため、民事再生の手続において労働組合等の関与を

第一に、まず再生手続開始に当たっても労働組合等は裁判所に對し意見を述べることができる旨を規定しております。第二に、裁判所に営業譲渡の許可を申請しようとするときは、事前に労働組合等との団体交渉などにより事前協議をしなければならないとする規定を設けるものであります。

第三に、以上のほかに企業再生計画案の作成と認可、営業譲渡の許可など、本法案の他の手続において労働組合等の意見聽取をすることになつてゐる場合には、裁判所はその意見を聽取るものとするとの規定を設けて法的保障の趣旨を明確にします。

以上です。

○委員長(風間紀君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。別に御意見もない

ようですから、これより直ちに採決に入ります。まず、橋本敦君提出の修正案の採決を行います。

○委員長(風間紀君) 本案に対する質疑は終局したものと認めます。

○委員長(風間紀君) から、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

齊藤滋宣君及び森下博之君が選任されました。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(風間赳君) 少数と認めます。よって、橋本教君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(風間赳君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、竹村泰子君から発言を求められておりますので、これを許します。竹村泰子君。

○竹村泰子君 私は、ただいま可決されました民事再生法案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党・社会民主党・護憲連合及び自由党の各派並びに各派に属さない議員中村敦夫さん及び松田若夫さんの共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

民事再生法案に対する附帯決議(案)

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 本法が、再建型倒産手続の基本法として幅広く利用されるよう、その趣旨、内容、他の倒産手続との違い等について、司法関係者、経済団体、労働団体等のほか、一般国民にも十分周知徹底がなされるよう努めること。

二 社会・経済的観点から、民事再生手続が真に適正かつ迅速に運用されるよう、裁判所の人的・物的体制の整備に遺漏なきを期すること。

三 第四十二条の規定による営業譲渡に関しては、再生債務者の事業の再生に資する場合にのみ行われることについて周知徹底し、この制度が適正に運用されるよう格段の配慮をすること。

四 企業組織の再編に伴う労働関係上の問題への対応について、法的措置を含め検討を行うこと。

」と。

五 倒産法制全体の手続における労働債権、担保付債権、租税債権、公課債権等の各種の債権の優先順位について、諸外国の法令等も勘案し、所要の見直しを行うとともに、資金の重要性にかんがみ、労働債権について、特に再生手続から破産手続に移行した場合に、その優先性が維持されるようにするなど、格段の配慮をすること。

六 第八十五条に規定する中小企業者の有する再生債権の弁済等に関する、再生債務者を主要な取引先とする中小企業者の事業の継続とその従業員の労働債権確保に十分配慮がなされるよう周知徹底に努めること。

七 本法が和議法を廃止して制定された経緯を踏まえ、民事再生手続の運用状況等を勘案して、必要に応じて、更なる制度の見直しを行うこと。

八 今後の倒産法制の見直しに当たっては、倒産法制の統一性・整合性の確保に努めるとともに、破産法の抜本見直しを始め、個人債務者更生手続、国際倒産手続、倒産実体法などを、倒産法制の改革を進めることが、民事再生手続が円滑に機能するよう、その手続に要する費用等の負担を含め、関連諸施策の整備、充実に努めること。

九 民事再生手続が円滑に機能するよう、その手続に要する費用等の負担を含め、関連諸施設の整備、充実に努めること。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(風間赳君) ただいま竹村泰子君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(風間赳君) 全会一致と認めます。よつて、竹村泰子君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、臼井法務大臣から発言

を求めておりますので、この際、これを許します。臼井法務大臣。

○国務大臣(臼井日出男君) ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(風間赳君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(風間赳君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(風間赳君) 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。臼井法務大臣。

○国務大臣(臼井日出男君) 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、最近における高度情報化社会の進展やこれに対応した行政サービスの質的向上の要請にかんがみ、不動産登記、商業登記等についての磁気ディスクをもって調製された登記簿に記録されている登記情報のより簡易かつ迅速な利用を図るため、登記情報を電気通信回線を使用して提供する制度を創設するための措置を講じようとするものであります。そのためには、公示をする、公示の原則とされていますが、二、三の点について若干質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず今回、謄本、抄本の交付までいかないわけですが、閲覧をコンピューターをもってできるという形にするわけであります。そこで、確かに登記というものは不動産取引等について取引の安全を図るためにありますけれども、そういうような機能を図る、そのためには公示をする、公示の原則とされていますが、二、三の点について若干質問をさせていただきます。

まず今回、謄本、抄本の交付までいかないわけですが、閲覧をコンピューターをもってできるという形にするわけであります。そこで、確かに登記というものは不動産取引等について取引の安全を図るためにありますけれども、そういうような機能を果たすわけであります。ただ、じゃやみくもに、例えば不動産に限つていれば、国民の大重要な財産を表示するものでございますので、例えば不動産登記法二十一条一項、何人といえども謄本あるいは抄本の写しの交付を請求できるというふうなっています。そのためには公示をする、公示の原則とされていますが、二、三の点について若干質問をさせていただきます。

第一に、法務大臣は、登記情報の電気通信回線による閲覧をしようとする者の委託に係る登記情報の提供を電気通信回線を使用して当該委託者に送信することを業務とする法人を、全国に一を限つて指定することができます」ととしております。

第二に、指定法人に対し、登記情報の電気通信回線による閲覧をしようとする者の委託に係る登記情報を電気通信回線を使用して請求することを業務とする法人を、全国に一を限つて指定することができます」ととしております。

第三に、指定法人に対する法務大臣の監督等に関する規定を設けることとしております。

以上がこの法律案の要旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(風間赳君) 以上で趣旨説明の聽取は終りました。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でござります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でござります。

今回、オンライン登記情報の提供制度を新たに創設することになったわけであります。インターネット等を含めてこれだけIT革命とか言われている状況の中で、時代の趨勢等を踏まえて大事な制度を創設するということになるわけでござりますが、二、三の点について若干質問をさせていただきます。

まず今回、謄本、抄本の交付までいかないわけですが、閲覧をコンピューターをもってできるという形にするわけであります。そこで、確かに登記というものは不動産取引等について取引の安全を図るためにありますけれども、そういうような機能を果たすわけであります。ただ、じゃやみくもに、例えば不動産に限つていれば、国民の大重要な財産を表示するものでございますので、例えば不動産登記法二十一条一項、何人といえども謄本あるいは抄本の写しの交付を請求できるというふうなっています。そのためには公示をする、公示の原則とされていますが、二、三の点について若干質問をさせていただきます。

○政府参考人(細川清君) 御提案申し上げておりますこの法律案では、利害関係の有無等は審査せずにすべての方に閲覧に相当する機会をお与えする、こういう趣旨でございます。

○魚住裕一郎君 ということは、今回の法律で二十二条一項後段の部分は事実上変えてしまうという趣旨なんでしょうか。

○政府参考人(細川清君) 情報公開法の行政機関の情報公開に関する大きな法律がございましたが、あの中で実は不動産登記法のところも改正されておるわけでございます。

○魚住裕一郎君 では、現行法でもう変わってしまっているということですか。私は古い六法を見たということになるんですか。

○政府参考人(細川清君) 改正後の不動産登記法はまだ一般の市販の六法に載っていないので、多分先生は古いのをご存じなんではないかと思つております。

○魚住裕一郎君 ただ、その場合でも恐らく、これは公示のための制度とはいえ、利害関係ある部分といふふうに絞つたというのは私はやっぱり意味があつたんだろうというふうに思つてます。

というものは利害関係ある部分に限ることによつて、不動産の登記情報というものは個人情報等を使つておられますから、例えば営業のために使えるのか。これから取引関係家を買おうかなと思っている人はまさにそうかもしれませんけれども、そういうような不動産を持つていてかどうかに限つて営業活動をかけるとか、そういうような利用もあるから逆に利害関係ある部分に限つてというふうに絞つていたのではないかとうふうに思うんですけど、その点ちょっと確認ですが、もう一度お願ひできますか。

○政府参考人(細川清君) これは非常に古い法律ですから、立法当初はたゞ御指摘のような趣旨もあったのではないかと思うんですが、ただ、贈沙本等は利害関係の有無を問わず発行しておりまして、閲覧だけにそういう制限があったのは、簿冊をそのまま閲覧してもらつわけですので、そ

れが余りたくさんになると大変だということもあつたのではないかと想つんです。事実上、從来の実務でも、閲覧について特に利害関係を審査しているわけじゃなくて、閲覧に来ればどなたでも閲覧していただくという扱いになっておりましたので、そのところを今の実態に合わせて改正したというのが経緯でございます。

この法律案では、一々簿冊を書庫から出してお見せするということは必要ありませんんで、インターネットで機械と機械との間で直接見ていただくなわけですので登記所側の方に特段の閲覧に伴う負担というはございませんので、今回はそういう制限をつけた必要はないんだということを考えたわけでございます。

○魚住裕一郎君 続きまして、法律実務家としての御経験豊富な山本政務次官に、指名していいのかどうかわかりませんけれども、ちょっとお聞きをしたいのですが、複数の法人を指定し競争させることによって利用者が何らか生ずることもございません。

○魚住裕一郎君 続きまして、いろいろ登記業務について研究をし、またいろんな意見、実務に即した話も出てくるわけであります。先般の成年後見のバックアップ体制も含めて大変な公的な役割も果たしているというふうに私は考へているところでございます。

今回、指定法人ということが出てまいります。まず、今回この第三条では、「全国に一を限つて」、という部分につきまして、どうして一つなのか。それから、「に限つて」といった場合、既にもう予定されている、念頭にある法人があるのかどうか、あれはそれはどういう法人なのか、簡潔に教えていただきたいと思います。

○政務次官(山本有二君) まず、全国に限つた理由でございますが、指定法人の数を全国で一つとしていますのは、登記情報システムの安全性、確保する上で登記情報システムに接続することがある、こういう観点でございます。

他方、指定法人を全国に一つといたしましても、利用者にとりましては不利益が生ずることがございません。また、指定法人は利用者の利用料金の支払いにおける利便性を確保するために設置されるものでございますので、登記所における登記簿の閲覧の手数料が全国一律であるのと同様に、指定法人に支払うべき利用料金も全国一律にすべきでございます。さらに、指定法人は登記所のコンピューターに記録されている登記情報をそのまま送信することを業務とするものでございます。これに加工等をすることは許されませんので、複数の法人を指定し競争させることによって利用者が利益が何らか生ずることもございません。

なお、指定法人の利用料金は登記情報の提供に要する実費を利用見込み件数で除して算出されることになりますが、複数の法人を指定する場合には、各法人につきまして登記情報を提供するため経費を要する上、各法人の利用見込み件数は一つの法人を指定する場合よりも少なくなるためかえって利用料金が高くなり、利用者の利便性の確保の要請にも反する結果となってしまいます。これが理由でございます。

なお、この指定法人につきまして、今のところの予定といたしましては民事法務協会、この財団法人にお頼みするつもりでございます。

○魚住裕一郎君 今、政務次官がおっしゃつたいろいろの理由はありますが、これは例えば、この法案の中では業務を勝手にやめちゃいけないよと。当然であります。それはもちろん大事な制度ですから、罰則つきで休廻業をしちゃいけないというようなことが載っています。つまり、一つだからこそ逆に、そういうふうな不測の事態になつた場合大変なことになるということでいろんな手当をすると思うんですね。そうしたら、じゃ二つだったらどうなんだ。一方がやめてももう一方でバックアップできますわね、あるいはお互に競争する、サービスを今度つけられるというこ

とになるんだろうというふうに思つんですね。

○政務次官(山本有二君) まず、全国に限つた理由でございますが、指定法人の数を全国で一つとしていることは、登記情報システムの安全性、確保する上で登記情報システムに接続することがあることは適当でないと考えておるところでございます。

○魚住裕一郎君 司法書士会の皆さんにはちょっとお聞かせできないような、怒るんじゃないかなというような御答弁かと思いますが、本当に職務に忠実に誠実に私はやつてていると思っております

また、今この三条にいろんな条件が書いてあります。経理的基礎あるいは技術的能力、あるいは公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないもの、そういうことがあります。あるいは登記情報提供業者が不公正にならない、そういうようなものでなきやいけないということでございますが、私それを考えての場合、政務次官が今おっしゃった民事法務協会、役員の構成等を見たら、理事十九名中十七名が元法務省の職員の方でございまして、関係者でございまして、手なれた分野でその辺の公正もきっちり図られるというような法人かと私も思料するところであります。ただもう一つ私はあると思うんですね。例えば、先ほど申し上げた司法書士会の連合会、これはまさに今条件を挙げた能力も、職務の公正性を考えた場合も当たるんではないか。そうすると、一つに限るよりも二つの方がより安全性も図られるのではないかというふうに思うんですが、いかがでしようか。

○政務次官(山本有二君) 司法書士の皆さんには私も随分お世話をなつておりますし、公的な役割を見事に実現されているというよう思います。そこで、司法書士会を指定法人にしたならばという御示唆でございますが、指定法人が登記情報提供業務以外の業務を行つておるときは、その業務を行ふことによって登記情報提供業務が不公正になるおそれがあるのである必要がございます。

そこで、司法書士会を指定法人にしたならばという御示唆でございますが、司法書士は報酬を得て登記申請手続の代理を行ふことを業とし、職務上登記情報と密接な関係を有しますので、司法書士が構成員となつている司法書士会を指定法人とした場合には、業務遂行の公正につきまして外部の方に疑念を持たれるおそれがないとは言えないものと考えております。したがいまして、司法書士会を指定法人とすることは適当でないと考えておるところでございます。

○魚住裕一郎君 司法書士会の皆さんにはちょっとお聞かせできないような、怒るんじゃないかな

けれども、じゃこの民事法務協会、何もほかにやつてないのかと。出版活動もやっている、そう構ですが、御説明いただきたいと思います。いうことがありまして、ある意味では五十歩百歩ではないか。つまり、司法書士さんとしての職務は各個人がやっているのであって、書士会あるいは書士会連合会としてはそういうような、他に不公正になるおそれがあるかのような業務をやっていふことは、それはどんでもない話だなというふうに私の意見を述べさせていただきたいと思います。なおあれば、民事局長。

○政府参考人(細川清君) ただいま政務次官の御

答弁された趣旨は、現実に不正なことが起る可能性があるといった趣旨ではないことはもちろんでございまして、外部の方から見て、そういう制度の利用者の大部分が司法書士さんなので、利用者が、かつ提供する方もやつたら疑念を持つ方がいた。

それから、この問題につきましては、日本司法書士会連合会と私どもお話しいたしまして、連合会としては公式な意見として自分たちがやりたい

ということは言つておられないわけでございま

す。このところは、実は一部の司法書士の皆さ

ん方で司法書士の団体でやりたいという意見はございましたが、それは日本司法書士会連合会の意

見ではないということはぜひ御理解いただきたい

と思います。

○魚住裕一郎君 終わります。

○橋本敦君 まず、大臣から説明されました法案

提案理由説明の文言について一言確認をしておき

たいんですが、「この法律案は、最近における高

度情報化社会の進展やこれに対応した行政サービ

スの質的向上の要請にかんがみ」と、こうあります。

具体的には現状に対してもう一ついう点に問題があ

り、どういう行政サービスの質的向上とということ

がここで言われている内容なのか。民事局長で結

ぶ事件がふくそうしておきましたし、その処理が遅

くなるということでお利用者の方に御不便をかけて

いるという問題がござります。それからもう一

つ、そういうことで事件のふくそうで追われてお

りますので、登記のいろんな判断業務において間

違が生ずるということがございまして、それを

機械化できるものは機械化することによって、最

終的には職員が本来の判断業務に専念することが

できて質的向上が図られる、そういう意味を込め

ましてここで行政サービスの質的向上の要請にか

んがみということを申し上げたところでございま

す。

○橋本敦君 局長、ちょっと私、解せないんです

けれども、間違いが起るというのは私は余り経験したことがないんですけども、今おっしゃつ

た間違いが起るというのは、具体的にどういう

ケースなんですかね。

○政府参考人(細川清君) 私どものことで余り申

し上げたくないんですけど、例えば最近あった事例

では、抵当権が一億円のところを一円と登記した

という例がござります。

○橋本敦君 なるほど、わかりました。コン

ピューター化によってそこはもうそのものが正確

に反映される、こういう趣旨ですと。理解できる

わけです。

そこで、その登記情報ですが、それを簡易かつ

迅速な利用を図るというのは、コンピューター化

によって確かに簡易、迅速になるでしょう。それ

はよくわかります。

そこで、それを実際に行っていく上で、この法

案では指定法人に一つを指定する、こういうこと

になりますが、その指定法人に対する関係で

あります。高度情報化社会の進展というのはこれも

うだれが見てもよくわかるんですが、これに対応

した行政サービスの質的向上の要請というのは、

具体的には現状に対してどういう点に問題があ

り、どういう行政サービスの質的向上とということ

になりますが、その指定法人に対する関係で

あります。高度情報化社会の進展というのはこれも

きる。登記業務の委託、コンピューター化といふことで、実際にこれをやつしていく上で必要な命令というのはどういうことがあるのかなということが考えられるんですが、この規定を置いた趣旨と、それからこの規定を置くことによってどういう命令ができるのか、これ一定の想定になりますけれども、お考えがあればお知らせください。

○政府参考人(細川清君) 法案の第十一條におきましては、御指摘のように、「法務大臣は、登記情報提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、『監督上必要な命令をすることができる。』こととなっております。

一番大きな問題は、やはり利用者に対してきちんとサービスができるかという問題でござい

ます。

ですから、やり方が悪くて料金が高くなるとい

うようなことがあってはいけませんので、そのや

り方が本当に間違いないのか、あるいは料金等

をよく精査して、安くできるならば安くするよう

にいろいろな方法を検討させるとか、そういうこ

とが主でございます。あるいはソフトウエアが仮

に問題があるとすれば、そういうものを直すよう

にということで、本法案で定めている指定法人の

業務が円滑、適正迅速にかつ低料金でできるよう

にということが、監督の主眼でございます。

○橋本敦君 今のお話を伺いますと、利用する国

民の側から見て不必要な負担ができるよう

いが起こるとなれば、監督の主眼でございます。

○橋本敦君 今お話を伺った料金の問題ですが、こ

の料金の設定、それについて指定法人はどれぐら

いの権限があるのか、法務省との監督上の関係で

料金の設定はどういう仕組みでどうやるのか、

ちょっと御説明いただけますか。

○政府参考人(細川清君) 指定法人が利用者に請求する料金は、指定法人が登記所に支払う手数料プラス指定法人自体の費用ということになります。

登記の手数料一般の考え方、謄抄本等の交付

らなきゃならぬとか、そういうことに追い込まれていくのも、これは安定的に国民にサービスする

上では避けなきゃならぬことなんですが、法務局

として、あるいは法務省としてそういった配慮

も、事業計画をすらすとか、経営上のいろんな監

督権限もあるんですけれども、民事法務協会の運

営目地が合理的に人員整理などやらなくてできる

ように、しかも国民へのサービスは過小にならな

いよう、こういった面についての配慮というの

は私はぜひやらなくちゃなら大事な法務省の責

任になってくると思うんですが、民事局長、その

あたりについてどういうお考えですか。

○政府参考人(細川清君) 指定法人が徴収するみ

ずからの手数料につきましては、先ほど申し上げ

ましたような方法で算出いたしますので、このこ

と自体から赤字が出るというような料金を設定し

ないようにはいたしません。

○政府参考人(細川清君) 民事法務協会全体の問題としましてはそれなり

に問題がありますが、問題がありますがといふ

ふうに考えております。

民事法務協会の問題としましてはそれなり

に問題がありますが、問題がありますがといふ

ふうに考えております。

民事法務協会全体の問題としましてはそれなり

に問題がありますが、問題がありますがといふ

き落としていいんじゃないかという意見もあるんですねが、そこはどうお考えですか。

○政府参考人(細川清君) 最終的には指定法人の

業務規程で決めることになりますが、クレジット

カードというのは大体どなたでもお持ちなもので

すから、クレジットカードの場合の方が手続が簡

便でございます。要するに、登録契約を結ぶ場合

に画面で指定法人の指定画面、ホームページをク

リックしていただきまして、そこでクレジットナ

ンバー等を入れますと契約ができるんです。です

から、その方が便利だというので、私どもとして

はそれがいいのではないかと思つてもらっています

。最終的にはお業務規程を定める場合に、私ども

としても十分指定法人からの意見を聞かせてもら

いたい、こう思つておるところでございます。

○橋本敦君 わかりました。終わります。

○福島瑞穂君 社会民主党の福島瑞穂です。

先ほど魚住理事の方からプライバシーとの関係

で質問が出来ました。私自身もその問題、関心と非

常に似ておりますと、抵当権がついているのかど

うか、だれが所有者なのか、売却が行われたのか

なんというのはやはりその人のプライバシーに非

常に關することである。登記簿謄本を見れば、資

産状況、例えば根抵当権がついているかどうかな

どわからって、だれからどういう借金をしているの

かとそういうことも全部わかつてしまします。

今までには、例えば法務局に行かないと見られ

ないのであれば、どうしても見る人の数が必然的に

狭められていましたと思うんですが、よくもあしくも

コンピューター化されればかなり不特定多数の人

間が閲覧できる。私たち不動産を買うときに、

日当たりがいいかとか、間取りはどうかというこ

とは気になりますが、最後に買う段階では抵当権

がついているかどうかは問題になりますけれど

も、買おうかなどうしようかなという段階で登記

簿謄本をまず見るということは恐らく一般の人は

少ないんではないかと思います。

そのプライバシーとの関係、例えば芸能人に関

度は三ヵ年分の利用件数を算出いたしまして、それで除してやっているのが現在でございますが、基本的に指定法人が登記所に支払う料金も同じ

ような観点からいたすわけでございます。

それから、指定法人自身の手数料というのもあ

るわけですが、それは指定法人が現実にこの制度

を指定法人として運用していくために必要な費

用、例えばコンピューターを置く場所を借りたり

り、あるいはクレジット会社あるいは銀行等から

料金を徴収してもらいますので、その手数料を

支払ったり、そういう経費を三年間積算いたしま

して、そして利用見込み件数でそれを除して出て

きた数字が指定法人の手数料になります。

その両方を合算いたしまして利用者からそれを

ちょうどいいです。こういう仕組みになるわけでござります。

○橋本敦君 それで、一情報当たり大体五百円か

から一千円かということが言われておるんですけど

ういう見當で考えておられるんですね。

○政府参考人(細川清君) これはさまざまな予測

をしなければならないのでござります。それが第

一点。

それから、これは基本的に予算の歳入になる

わけでござりますから、財政当局と協議しなけれ

ばなりませんし、最終的には予算の内示等で示さ

れます。

○橋本敦君 それで、現時点で確定した数字を申し上

げられないことは御勘弁いただきたいと思うんで

すが、私どもとしては、なるべく利用しやすい額

にいたしたい、少なくとも千円は超えないよう

にいたしたいといふふうに考えているところでござります。

○橋本敦君 それで、今のところ民事法務協会に

いなかった上で円満な解決ができるように、こう

いう趣旨でござります。

○橋本敦君 最後に一点だけお伺いしますが、料

金の支払いですけれども、法人は銀行口座引き落

し、こうあります、個人の場合は、個人はク

レジット、こうありますね。個人の場合は、個人はク

レジットとして指定するという方向でついている

というのは私もそれは理解をしております。それ

は結構だと思うんですが、コンピューター化が進

むことによって、指定法人として指定を受けた

人自身が経済的にこの料金によって厳しいから人

員整理やらなきやならぬとか、あるいは合理化や

りがてございます。

○政府参考人(細川清君) 民事法務協会にも組合

き落としていいんじゃないかという意見もあるん

ですが、そこはどうお考えですか。

に借金があるとかというのがぱっと出たりしますけれども、そういうプライバシーとの関係では、この法律策定に当たってどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(細川清君) 登記簿に記載されている情報は、現行法上は何人でも閲覧を請求することができ、謄抄本も請求することはできるということになっておりまして、そういう意味では一般に公開されている公開情報でございます。

ただ、パソコン等でインターネットを通じて閲覧するということになりますと、閲覧の機会がふえるということになりますので、そういう他の人の財産状況を見る機会というものがふえることは間違いないわけです。

ただ、私どもとしては、これは制度上は公開情報でありますから、それはそれでやむを得ないと思っているんですが、それ以上にプライバシーを侵害することになつてはいけないということで、請求する場合には請求する対象である土地、建物の所在と、それから家屋番号あるいは地番を入力することによって初めて検索できるということにしております。したがいまして、名前によつて、例えば私、細川でございますが、細川清という名前で検索はできないということになりますので、いわゆる名寄せはできないということにしております。

それからもう一つは、利用者が送信を受けた登記情報は利用者のパソコンの記憶装置にデジタル情報としてダウンロードすることはできませんので、そこでいろいろ編集する、たくさんものものをこの制度で閲覧してそこで編集するということはできることにいたしまして、そういうことでプライバシーの保護を図ることとし、あわせて登記情報の不正利用を防止することとしているわけでございます。

したがいまして、こういう考え方でいたしましたので、基本的には今回の法案でよりプライバシーが侵害されるということはないんではなかろうかというふうに考えているわけでございます。

○政府参考人(細川清君) 登記簿に記載されていますと、登記情報システム等に必要な経費として七百三億四千五百万円を計上しているわけでございます。このうち移行実施経費、つまり簿冊である登記簿ですから、コンピューターの磁気ディスクに移す費用が三百一十一億八千六百万円といふことでございます。

○福島瑞穂君 ランニングコストはどうぐらいでございますか。

○政府参考人(細川清君) 本制度のランニングコストでございますと、これは純粋なランニングコストでございますと、これは純粋なランニングコスト、つまり回線経費あるいはゲートウェイ機器の借料、保守経費、登記情報システム機器借料の増額等で、合わせますと一億八千万でござります。これだけです。

○福島瑞穂君 お金のことが非常に気になります。コンピューター化に伴つては本当に何千億というお金が平成十一年度だけで計上されているのと、それから御存じのとおり、登記簿謄抄本などの値上げがずっと行われております。平成十年、一通八百円が千円、登記簿の閲覧が一通四百円が五百円というふうにコンピューター化に伴つて手数料が値上げをされているんですけども、これはずっと続くのでしょうか、どうなんでしょうか。

○政府参考人(細川清君) 登記手数料の値上げについてもよく承知しているところでございます。そして、最近も総務省から統廃合の進捗状況が低いために、この統廃合につきましては、何度も改めて御指摘があったところでございます。

○福島瑞穂君 例えは、平成十一年度予算に登記情報システム実施経費として書かれているのは七百五億二千七百万円であります。コンピューター化のために要する費用というものの合計というのはなかなか難しいかもしないんですけど、それがもしわかつたら教えてください。それから、ランニングコストとして毎年毎年どれくらいかかるのかについても教えてください。

○福島瑞穂君 例えば、平成十一年度予算でありますと、登記情報システム等に必要な経費として七百三億四千五百万円を計上しているわけでございます。このうち移行実施経費、つまり簿冊である登記簿ですから、コンピューターの磁気ディスクに移す費用が三百一十一億八千六百万円といふことでございます。

○福島瑞穂君 私は、これは何のためのコンピューター化か、あるいはだれが利便を得るのかと考えたときに、恐らく企業、不動産会社などがいながらにしてパソコンを打つことによってその不動産に関する情報を入手できるというメリットがあると思います。一般的の人にとってはどうか。これはパソコンからの画面では証明書として使えないで、実際に法務局に行かないといけないわけですね。ただし、法務局は逆に統廃合がどんどん進んでいます。そうしますと一般的の、一生に一通となるかどうかなるという人は、法務局の統廃合でなかなか遠くなつて、半日かかる、一日かかる状態。むしろ不動産会社、一般の企業はパソコンを打つだけで不動産状況をぱぱぱと理解できる。そうしますと、実は一般の人にとって非常に統廃合の結果不便になるという面もあると思うんですが、この法務局の統廃合についてお考えをお聞かせください。

○福島瑞穂君 全国で登記所は今八百七十ちょっとあるわけですが、これはもともと明治時代の地理的状況、交通状況を反映して設けられておりましたものを順次縮小してこのよう�数字になつたわけでございます。そして、この統廃合につきましては、何度も改めて御指摘があったところでございます。

○政府参考人(細川清君) 統廃合というのは総論賛成、各論反対の典型的な問題でございまして、国全体で取り組んでおる行政改革の視点からいえば、これは現在の非効率的な分散的配置機構ではだめだということはどなたにも御理解いただけると思うんです。

今、私どもの登記所では職員が一人しかいない、あるいは二人しかいない、三人しかいないというところが多數ございまして、これが非常に大きな非効率のもとになつております。国の役所では、例えば税務署等は六百弱しかございませんし、八百を超える数があるというのはやはりまだまだ統合する必要があろうかと思っております。私どもといつしましては、民事行政審議会で統廃合についての、私どもは適正配置と言つていま

すが、登記所の適正配置の基準をお示しされておりますので、この基準に従つて統廃合をしてまいりたいと思っていますところでございます。

の充実を図るということで御理解を得ながらやつておりますが、最終的には、どうしても御理解を得られない場合がありますから、そういう場合に形式的には御理解を得られないままです。場合にはありますけれども、私どもの努力目標としましては、なるべく地元の方々の御理解を得られるようとしている実情でございます。

○福島瑞穂君 地方分権、高齢社会の中ではむしろ、簡易裁判所などの統廃合も進んでおりますが、統廃合というのが果たして地方分権や高齢社会に合致しているのかどうかという疑問を呈して、次の質問に行きたいというふうに思います。

今回、民事法務協会、法務大臣が指定する公益法人が仲介者というふうな形になるわけですが、要するにアウトソーシングにされるというようなイメージで私は思っているんですが、いろんな役所のアウトソーシング化というのは、調べますと例えばその省庁の天下り先になっていたり非常に深い関係があつたりということもあるわけですね。れども、この民事法務協会のみが今回仲介になるのか、それとも将来いろんな団体も仲介になり得るのか、天下りとの関係はどうかということについてお聞かせください。

○政府参考人(細川清君) この指定法人がしている業務は、コンピューターを設置した上で主として料金等を徴収する業務でございます。ですから、それにはそれなりの人数が必要でございますので、これをそのまま役所でやるのは非常に難しいといふ面もございます。法務局の職員はこの二年間で相当減らされておりますので、政府全体の合理化計画の中で、新たな人を捻出するのは難しいということでアウトソーシングという考え方もとられておりまして、それも一つの指定法人を探用する理由でございます。

それで、民事法務協会が天下り先であるかどうかというのは、これは私どもが申し上げるより事実として御判断いただいた方がいいと思つんです。が、民事法務協会の役員は十九名おりますが、このうち有給は二名、会長、副会長だけでございま

して、その余の十七名は無報酬でございます。

それから、職員は一千人ほどおりますが、大部分は、一千人を超える数は登記簿の謄抄本の作成及びコンピューター化された登記所における登記事項証明書を発行するためのオペレーティング作業をやっている職員の方々でございます。残りは

登記相談とか、登記所の利用者のいろいろの各種相談がございますので、そういう相談に応じてもらう仕事、それから登記簿の簿冊に入っている登記事項をコンピューターに移行するための移行作業に従事していただくことで、これは法務局のOBが八百名ぐらい要ります。これはそういう登記の知識がある方でなければそういうことはできませんので、そういう方をお願いしているというのが実情でございます。

それが民事法務協会の実情でございまして、いわゆる法務省の幹部が天下りで甘い汁を吸う、そういう意味での天下り先ではないと私たちには確信しているところでございます。

○福島瑞穂君 天下りでないという説明があります。しかし、ただ法務局のOBがいるのが民事法務協会になるわけですね。そうすると、結局定年後の就職先の場としての新しい仕事という見方もできるのではないか。私が不思議なのは、法務局の統廃合をやつたり法務局の人員をばんばん削っていくので、本来であれば、アウトソーシング化するのではなく、なぜ法務局本体の業務としてやらなければいけないのか、そこをお聞かせください。

○政府参考人(細川清君) これは相当長い経緯がございまして、登記の申請事件あるいは謄抄本の交付事件が爆発的にふえたことがかつてずっとと聞いておりました。そういう段階では、相当毎年何十人という単位で法務局の職員を増員していたわけですが、それでは到底追いつかないということであり、民事法務協会を設立いたしまして、昭和四十六年から民事法務協会に登記簿の謄抄本の交付等の業務を委託しまして、国から料金をお払いし、そしてコピーの作成、謄抄本の作成を委託していく、そういうのが実情でございます。

ですから、これは全部職員でできればいいのではないかとおっしゃればそのとおりなんですが、

国全体の行政の効率化というふうに考えれば、そういうことがかつてできなかつたもので、これによって代替してきたというのが実情でございます。

○委員長(風間祐君) お持ちの時間を超過しております。

○福島瑞穂君 以上です。

○小川敏夫君 民主党の小川敏夫です。

指定法人が法務局に納める費用ですが、一般人が登記簿の閲覧をしますと一件につき五百円かかります。そうすると、指定法人もやはり五百円が相当じゃないかと私は思うんですが、そこら辺の料金設定はいかがでしょうか。

○政府参考人(細川清君) これは実は登記の情報管理に必要な経費総体をそれぞれの比率に応じて、事件の種類に応じて分担してもらうという考え方になっております。そして、閲覧ですと登記所にあるものをそのままお見せるわけですが、オンラインによる請求の場合にはそれなりにいろんな経費、設備等がかかるものですから、それを考慮しますとその部分はプラスせざるを得ないと

いうことで、ちょっと五百円では無理ではないかというふうに考えております。

○小川敏夫君 指定法人が法務局に納める費用のことですけれども、そういう趣旨ですか。

○政府参考人(細川清君) 指定法人が登記所に納める費用と、それから指定法人自身も手数料をいだかないと成り立ちませんから、その両方を合わせた額について申し上げたつもりでございます。

○小川敏夫君 私は、指定法人が法務局に納める費用、一般人が見に行けば五百円なんだから指定法人が納めるのも五百円、ですから指定法人が依頼者に請求するのは五百円にプラスアルファ自分で計算する、こういう計算になるんじゃないかなといふ意味で質問したんです。

○政府参考人(細川清君) これは将来の予測に係るさまざまな変数がありますので難しいんです

が、実は、登記事項証明書は千円なんです。従来のオンラインの提供法案では、登記簿謄本と同じように登記事項要約書には登記事項証明書にある全部の事項が載っているわけではないんです。今までのオンラインの提供法案では、登記簿謄本と同じように登記事項要約書には登記事項証明書にある全

部の事項が載っているわけではないんです。今までのオンラインの提供法案では、登記簿謄本と同じように登記事項要約書には登記事項証明書にある全

部の事項が載っているわけではありません。今までのオンラインの提供法案では、登記簿謄本と同じように登記事項要約書には登記事項証明書にある全

部の事項が載っているわけではありません。今までのオンラインの提供法案では、登記簿謄本と同じように登記事項要約書には登記事項証明書にある全

部の事項が載っているわけではありません。今までのオンラインの提供法案では、登記簿謄本と同じように登記事項要約書には登記事項証明書にある全

部の事項が載っているわけではありません。今までのオンラインの提供法案では、登記簿謄本と同じように登記事項要約書には登記事項証明書にある全

部の事項が載っているわけではありません。今までのオンラインの提供法案では、登記簿謄本と同じように登記事項要約書には登記事項証明書にある全

部の事項が載っているわけではありません。今までのオンラインの提供法案では、登記簿謄本と同じように登記事項要約書には登記事項証明書にある全

部の事項が載っているわけではありません。今までのオンラインの提供法案では、登記簿謄本と同じように登記事項要約書には登記事項証明書にある全

部の事項が載っているわけではありません。今までのオンラインの提供法案では、登記簿謄本と同じように登記事項要約書には登記事項証明書にある全

部の事項が載っているわけではありません。今までのオンラインの提供法案では、登記簿謄本と同じように登記事項要約書には登記事項証明書にある全

のことがありますが、事前に日本司法書士会連合会、これは司法書士会の全国団体でございますが、こういうところに、こういう法案を提出したいと思つてゐるんですが、考えはどうですかというふうに、いろいろの意見を伺つております。

そういうところでいろいろ伺いますと、この制度は現行の閲覧制度に新たにオプションとして追加する趣旨のものなので、司法書士さんは本制度を利用することによって利便性を享受するという立場にはあります。ただ、これによつて仕事が減るという立場ではないかなうかと私どもは思つておりますし、ですから、この法律を制定することについて、日本司法書士会連合会は当然のことでは賛成しておられまして、仕事が減るから困るという声は聞いておらないところでございま

す。

○小川敏夫君 依頼者と指定法人との間の情報提供契約ですが、これは継続的な契約というものを予定しているんでしょうか。

○政府参考人(細川清君) 初めに情報提供に関する基本契約ですが、それは利用で、その基本契約を結んだお客様だけが利用で、その利用がなくとも、ある日初めての人が突然情報を入手したいと言つてきた場合も受け付けるんでしょうか。

○小川敏夫君 この情報提供契約の継続性といいますか、基本契約制といいますか、その点はどうでしょうか。

○政府参考人(細川清君) 利用者の方々と指定法人とは契約を結んでいた必要があるんですね。その対象者は、法律の条文にございますように、基本的にはだれでも対象者になれるというふうなことがあります。

○小川敏夫君 契約を結んでいたく理由は、要するに、利用した後どういう方法で料金を支払つていただけるのか、その点についての契約、事を明らかにするために契約していただいているわけです。例えばクレジット払いでしたら、マスターならマスター、ビサならビサと、どういうクレジットを利用したい、自分の登録番号は何番ですよといふことを

とを登録していただければ、それが確認できればそこで利用契約は成立して、後は何回でもそれに基づいて請求できるという仕組みになつてゐるわけでござります。

○小川敏夫君 そうすると、単発の情報提供の中しだみであつても即座に応じることができる、こういうことでよろしいわけですか。

○政府参考人(細川清君) 基本的にはそうでござりますが、この人が確実にクレジットの契約があるということを確かめなければなりませんから、その間に時間がかかる。携帯電話の申し込みをするときにも若干かかりますが、それよりずっと簡単ですが、同じような趣旨でございます。

○小川敏夫君 そうすると、パソコンを操作できないような人たちがおりますので、例えば司法士が情報提供契約を結んでおいて、司法書士がいわば依頼者と指定法人との間を取り持つという形態のビジネスができると思うんですけど、そういうことも予定しておるわけですか。

○政府参考人(細川清君) 司法書士の業務の中に法書士法に抵触するというふうに私どもは考へて、この制度を利用して閲覧して、その内容を依頼者に知らせるということも当然のことながら司法書士の業務の一類型となるわけでございます。

○小川敏夫君 それから、情報提供契約を結んだその依頼者が、その気になれば独自にビジネスもできると思うんです。

○政府参考人(細川清君) その人が、不特定多数の人を相手に、特定の人でもいいですけれども、有償で自分が情報提供契約を結んでおいて、周囲の人間からお金を取つて登記情報を入手するということで情報提供契約者がビジネス化することもできると思つんですが、これが許されるんでしょうか。あるいは司法書士との関係で許されないんでしょうか。

○政府参考人(細川清君) 司法書士の業務に属する事項を有償で反復継続して行つていうことは司法書士法違反でござりますから、今の御指摘の事例もやはり司法書士法違反ということにならうかと思います。

○小川敏夫君 法務局から直接情報を入手するんじゃないで、いわば指定法人というところから入手した情報を他に有償で頒布するということも司法書士法に触れるのかどうか。

○政府参考人(細川清君) 司法書士法第二条では、「司法書士は、他人の嘱託を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。」としておりまして、第一号として「登記又は供託に關する手続について代理すること。」というふうになつておられます。それから、同じく司法書士法の第十九条では、「司法書士会に入会していいる司法書士でない者は、第二条に規定する業務を行つてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」ということになつております。

○小川敏夫君 ですから、基本的には先ほど言つたような謄抄本をビジネスとして請求するというのはやはり司法書士法に抵触するというふうに私どもは考へて、この制度を利用して閲覧して、結果的には司法書士の業務である登記所に行って閲覧するということ、この方法をかなりやっているということになりますから、同様な解釈をすべきではないかというふうに考えてゐるわけでござります。

○小川敏夫君 細かい議論は余りあれで済む、指定法人に対する申し入れが登記手続というのかどうか、ちょっとそこら辺のところ将来見解が分かれないようになりますから、同様な形になつております。

○小川敏夫君 そういうわけでございますので、今回の法案では、指定法人から各地方法務局にあるバッックアップセンターのコンピューターに回線をつないでただきましたそこから各登記所にアクセスする、そういう仕組みを考えているわけでございます。

○小川敏夫君 あと、登記情報の管理という点では、指定法人からの委員の方の質問の中で、指定法人が定められた様式に合わない情報は取り次がず、先ほどほかの委員の方の質問の中で、指定法人が定められた様式に合わない情報はない、例えば名寄せがないというようなお話を伺いました。

○政府参考人(細川清君) この法律では、指定法人についてさまざまな要件を規定しております。そのことは、指定法人がその業務をみずから行って適正にできるかどうかという観点から定められておりますので、これを再委託するということは法律上明文に禁止する規定はございませんが、この趣旨からいえば許されないということになると、思ひます。

○小川敏夫君 そこで、まず、司法書士法違反でござりますから、今の御指摘の事例もやはり司法書士法違反ということにならうかと思います。

○政府参考人(細川清君) その関係なんですが、指定法人は依頼者から例えば名前だけの登記物件の確認ができないということができ、指定法人そのもののコンピューターの機能として、指定法人は法務局にある全情報をアクセスして、指定法人がその気になれば名寄せもできるような仕組みになるんでしょうか。それとも指定法人そのものが、指定法人が法務局にア

クセスするときには名寄せができるないようなシステムのオンラインのやり方になるんでしょうか。

○政府参考人(細川清君) 指定法人にあるコンピューターから名寄せができるようなシステムをつくることは技術的には可能でございますが、そういうことはさせないつもりでございます。ですから、現実に採用されるシステムでは、指定法人から名寄せをすることができないということになります。

○小川敏夫君 登記の情報は公開されている情報が基本ですから、一般の公務員の守秘義務とはまた違うと思うんですが、今の名寄せの問題とかいろいろ考えれば、場合によっては秘密に関する事項もあり得るかとも思っています。

今回の法案を見ますと、指定法人の役職員について、業務上入手した秘密の漏えいを禁止する規定が入っていないように思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○政府参考人(細川清君) 法案の第九条におきまして、「指定法人の役員若しくは職員又はこれら職にあつた者は、登記情報提供業務に関する得られた情報を、登記情報提供業務の用に供する目的以外に使用してはならない。」という規定を設けておりまして、これにつきましては、違反がありますと、次の十条に規定がありますが、「法務大臣は、指定法人の役員が、この法律の規定者」くは「云々とありますて、「違反する行為をしたときは、指定法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。」という制裁を定めているわけございます。

○小川敏夫君 淀みません。規定がないんじゃないくて、罰則規定がなかつたんですね……

○政府参考人(細川清君) 失礼しました。

○小川敏夫君 いや、私の質問が不十分だったんですね……

○政府参考人(細川清君) 罰則でございますが、この法律では先ほど申しましたような監督上の措置を考えておりまして、その場合には必要な報告を求め、監督命令を発し、是正措置をさせるとい

うことを考えております。

指定法人の役職員が顧客リスト等、こういった情報を持ち出したり横流したりした、あるいはそれを打ち出して紙にして他の目的に使用したという場合には、これは刑法の窃盗罪が適用されるわけでございます。これは実例も最近ありました。こうございます。

さらに、それ以上にわたって罰則を設けるかど

うかというは、これは指定法人が民間の法人でござりますから、民間の銀行、その他の機関が顧客情報を流出させた場合の責任、罰則というのと同じような問題でございまして、今後、そういう罰則を設けるためにどういう法制をしたらいいかというこの全体の一環の中で検討すべき問題だろうといふふうに考へておきます。

○小川敏夫君 あと、コンピューターで接続する素人で、なかなか十分には理解できないんです。が、ハッカーというのがいて、第三者がコンピューターの回線に割り込んで、貴重な情報を攢乱してしまうという被害が出ております。その防止対策とハッカーの方の技術手段も、防止対策が講じられればまたその上に行くというようないタチで、かなり高度な技術を持ったそういう妨害者がいるんです。

このハッカー対策に関しては、どうなんでしょうか、コンピューターは攢乱されると意外にももう一歩もござりますので、そこら辺の対処の方法などをお聞かせいただきたいんです。

○政府参考人(細川清君) 確かに登記簿に載つておりますのは国民の皆さんのお財産に関する重要な情報でございますから、これがハッカー等でいろいろ操作されるということがありますと大変でございます。そういうことをぜひとも防止しなければならないわけでございます。

それで、本法案で考えておりますのは、一つは、登記所のコンピューターシステムにアクセス

するルートを持つている人が多いとそれだけ危険性が比例的にふえるということになりますので、アクセスできる指定法人を全国一に限ることによってそういう危険をよりできるだけ少なくします。

それから、実施に当たっての問題ですが、実施に当たりましては、指定法人の中にゲートウェイシステムというコンピューターのシステムを置くことになりますが、この中にいわゆるファイアウ

ォールというシステムを設けることとしております。これは要するに、本来の登記情報の提供に必要な情報だけではなくて余分な情報が来たときにそれをはねのけるソフトウェアとハードウェアの総体のことをゲートウェイシステムと言っています。それが、これを導入することとしております。

これにつきましては、現時点で考えられる最もよいものということを私たちがコンピューター会社に言つて注文しているところで、そういうものが導入されるであろうというふうに今考へております。

それからもう一つは、指定法人のコンピューター室の中に外部者が侵入してその操作をするということも考えられますので、これにつきましては、現在の登記所でも非常に厳重な入室退室管理をしていますが、それにまさるとも絶対劣らないような厳重な体制をこの指定法人にとらせるようになります。

に、私どもとしてもしっかり指定のときに指示しないことは、その旨を通知しなければならない。4 労働組合等は、前項の規定による通知を受けたときは、裁判所に対し、再生手続開始の決定をすべきかどうかについて、意見を述べることができます。

○小川敏夫君 最近、原子力のように事故が起きてから想定外であったなんという話を聞くことがありますと、どうもコンピューターもなかなか素人にはよくわからない、しかし現実にそういうふうな操作がなされると、その後も監視していく必要があります。

○小川敏夫君 まさに、その点が問題であります。そういうことをぜひとも防止しなければならないわけでございます。

○政府参考人(細川清君) その意見を

では、これで終わります。  
○委員長(風間紀君) 他に御発言もないようですが、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十九分散会

〔参照〕

民事再生法案に対する修正案

民事再生法案の一部を次のように修正する。

第三十二条の見出し中「申立て」を「申立て等」に改め、同条に次の三項を加える。

3 裁判所は、前二項の規定による再生手続開始の申立てがあった場合には、再生債務者の使用者その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、再生債務者の使用者その他の従業者の過半数で組織する労働組合がないときは再生債務者の使用者その他の従業者の過半数を代表する者(以下「労働組合等」といふ。)にその旨を通知しなければならない。

4 労働組合等は、前項の規定による通知を受けたときは、裁判所に対し、再生手続開始の決定をすべきかどうかについて、意見を述べることができます。

5 裁判所は、前項の規定による意見を受けたときは、これを尊重するものとする。

第三十三条第一項中「第二十一条」を「第二十一一条第一項又は第二項」に改める。

第四十二条第四項を同条第五項として、同条第三項中「再生債務者の使用者その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、再生債務者の使用者その他の従業者の過半数を組織する労働組合がないときは再生債務者の使用者その他の従業者の過半数を代表する者(以下「労働組合等」といふ。)を労働組合等」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を同条第

四項とする。

この場合においては、裁判所は、その意見を



2 指定法人は、情報提供契約を締結した者が支払期限後二月以内に登記情報提供業務に関する料金を支払わなかったとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約を解除してはならない。

(登記情報提供業務に関する情報の目的外使用の禁止)

第九条 指定法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登記情報提供業務に関する目的以外に使用してはならない。

## (役員の選任及び解任)

第十条 指定法人の役員の選任及び解任は、法務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 法務大臣は、指定法人の役員が、この法律の規定(この法律に基づく命令又は処分を含む)若しくは第五条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたときは、指定法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

## (報告及び検査)

第十二条 法務大臣は、登記情報提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解してはならない。

## (指定の取消し等)

第十三条 法務大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登記情報提供業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 一 登記情報提供業務を適かつ円滑に実施することができないと認められるとき。  
二 この法律の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。  
三 第五条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで登記情報提供業務を行ったとき。

2 法務大臣は、前項の規定による処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第十四条 この法律に定めるもののほか、登記情報提供業務に関し必要な事項は、法務省令で定める。

## (罰則)

第十五条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

2 一 第七条の許可を受けないで登記情報提供業務の全部を廃止したとき。

2 一 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。  
2 指定法人の役員又は職員が指定法人の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、指定法人に対しても、同項の刑を科する。

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

## (登記特別会計法の一部改正)

第二条 登記特別会計法(昭和六十一年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条 第一項中「受入金」の下に「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第 号)第四条第三項の規定による手数料」を加える。